

体文協 第123号
令和5年 2月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

札幌市南区真駒内公園1番1号
一般財団法人 北海道体育文化協会
理事長 三戸部 正徳

北海道立野幌総合運動公園指定管理業務の令和5年度年次業務計画書
及び年次収支計画書について

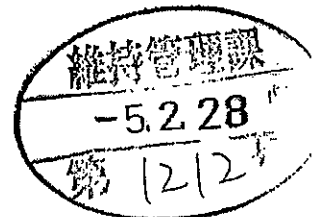
このことについて、令和4年3月28日付で締結した北海道立野幌総合運動
公園の管理に関する協定書第16条に基づき、提出します。

記

(添付書類)

- 1 北海道立野幌総合運動公園指定管理業務 令和5年度年次業務計画書
※業務仕様書に記載した指定管理業務については、委託とします。
- 2 北海道立野幌総合運動公園指定管理業務 令和5年度年次収支計画書

(屋内競技場グループ)





令和 5 年 2 月 2 8 日

北海道立野幌総合運動公園

指定管理業務
令和 5 年度 年次業務計画書

一般財団法人 北海道体育文化協会



1 当該年度における各業務の基本的な事項に関すること。

(1)指定管理業務の基本的な運営方針

都市公園法第1条「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」の規定及び北海道立野幌総合運動公園要求水準に掲げる「管理運営の基本方針等」を遵守し、適切な管理と効率的な運営により更なる施設の発展と向上を図るとともに、利用者に愛される施設づくりの実現に努めます。

野幌総合運動公園を管理運営するにあたり「緑豊かな環境の提供」と「道民活動の拠点・憩いとふれあいの場」となる施設づくり、そして防災対応公園として「大規模災害の避難施設・復興拠点」など、公園が持つ様々な機能や役割を踏まえ、誰もが安全・安心に利用できるサービスの向上を図るとともに、利用者のニーズを反映した地域との連携による「住民参加型の公園」づくりを推進します。

地域住民や利用団体と協働で、ボランティアによる園内清掃活動や、園内に群生する水芭蕉生息地周辺の整備などの活動を通じ、参加者が楽しみ、公園に対する愛着を育む「環境育成型の広域レクリエーション施設」として、次世代に繋がる公園づくりの活動を推進します。

スポーツ施設の管理運営にあたり「スポーツ普及振興・競技力の向上、健全な体力づくり」を目標に、ホスピタリティ溢れるサービスとサポート体制の充実・強化に努め、多様な広域レクリエーション施設として有効活用されるよう効果的な運営を推進します。

施設や付帯設備・備品等の維持管理について、職員やスタッフは日頃から危機管理意識をもち、日常の点検はもとより定期的に「チェックリスト」による安全点検を実施し、施設や設備の安全確保と予防保全による長寿命化を図るなど、利用者が安全・安心で快適に利用できるよう要求水準を遵守するとともに、適切な維持管理と経費の縮減を図ります。

野幌総合運動公園がもつ特性と効用を十分に把握し、緑豊かな環境を守り効率的で適切な維持管理を実践し、誰もが安心して利用できる施設づくりに取り組みます。

当公園は総合運動公園として、大規模かつ多面的な利用を提供する施設であり、道民はもとより広く多数の方々に利用されてます。

私たちは、「利用者や来園者の利便性と安全」を第一に考え、さらには「人々を引きつける魅力あふれる施設」づくりを目指します。

そのために、当協会が昭和63年に北海道から管理運営業務を受託し、また、平成18年からの指定管理者として通算34年の実績と管理運営の経験に基づくノウハウを生かした効率的・効果的な維持管理を実践します。

施設・設備などの管理、特に電気設備やボイラー設備の維持管理については、専門的な知識や実務経験を有する人材を配置し、設備や機器の安全確保と日常的な点検の実施、不具合や異常箇所の早期発見による予防保全と長寿命化を図るなど、利用者が安全で快適に利用できる管理を徹底します。

また、地球温暖化防止の観点も含め、徹底したエネルギー管理（省エネ対策・負荷の軽減）の実践により経費の縮減に努めます。

さらに、職員・スタッフによる業務改善会議などを定期的に行い、安全性の確保や経費の縮減等について共通の認識を持って、効率的で適正な維持管理を推進します。

管理棟・園内・駐車場・各競技施設エリアにおいては、職員・スタッフが1日4回以上巡回し、路上違法駐車の影響喚起や事故、災害等を未然に防ぐため、危険箇所の早期発見、ハチの巣の駆除・枯損木・倒木などの処理などを迅速に行います。

また、ゴミの不法投棄などには即座に対応し、美観や環境に配慮した取り組みを行います。

路上違法駐車の影響喚起については、基本的に職員・スタッフで対応していますが、大会が重なり大勢の来場者が見込まれる日については、警備会社による警備員を配置して交通整理と誘導を行い、利用者の安全確保と事故防止を図ります。

ラグビー場やホッケー・サッカー場（天然芝）などの競技芝の維持管理については、エアレーションや広範囲に行う目土散布など、専門の大型機械を使用する作業を業者に委託して行い、芝の育成に重要な日常のメンテナンスについては、専門業者のアドバイスを基に当協会の職員と専門スタッフが重点的に行います。

芝の状態を毎日観察することで、競技に最適な芝丈を保つための芝刈りや芝育成のための施肥や灌水を、適切な時期と回数で対応します。また、競技で損傷した芝生グラウンドに対し、種目土によるリカバリーを速やかに行うなど、競技芝にとって最適な維持管理を実践します。

特に、その競技性から芝の損傷が激しいラグビー場は、担当職員とスタッフによる日常的なメンテナンスの強化を図り、最高のコンディションを保つことができるよう努めます。

地域住民や利用者との協働による管理運営の取り組みとして、野球場やテニスコートなど、屋外施設オープン前の雪割り作業や清掃活動、ラグビー場を利用するチームには、使用後に損傷した芝生グラウンドの目土や追播などの整備の協力をいただき、自分たちが使用するグラウンドへの感謝・スポーツ精神の育成に繋がっていきます。

また、花壇づくり・植栽・花壇の除草などの作業も近隣の学生や地域ボランティアや施設利用者の協力を得ながら実施しており、地域の皆様や利用者・利用団体と一体となった管理を行うことにより、施設への愛着を育んでいきます。

北海道立都市公園条例5条に定める行為の禁止9項目の遵守は当然として、事故、災害、犯罪等を未然に防ぎ安全・安心で快適に公園を利用いただくため、利用者に対して園内及び施設内に注意標示看板の掲出や案内放送、注意事項を記載した「公園利用についての注意」を配布して注意を喚起すると共に、1日4回以上の園内巡回時にルールやマナーを守って利用していただけるよう注意喚起と啓発を行います。

維持管理の方針として、以下の5項目に重点をおきます。

維持管理の方針

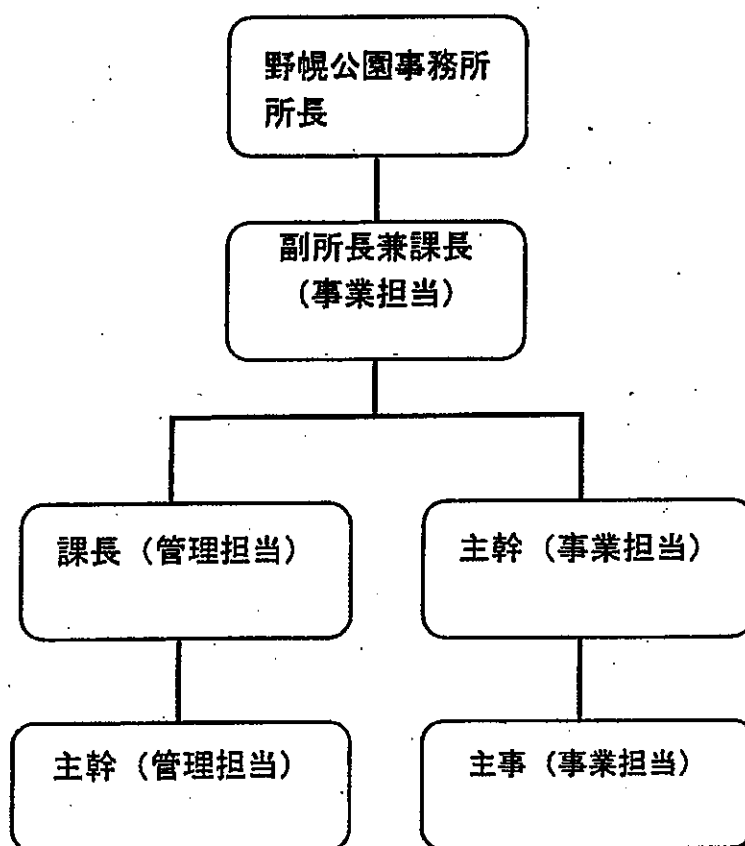
- 1 利用者が安全・安心で快適に利用できる施設
- 2 質の高い効率的な管理
- 3 施設設備の長寿命化への取り組みと美観の向上
- 4 植物の適切な育成管理及び施設の衛生管理
- 5 事故、災害、犯罪等の未然防止

(2)組織体制、人員配置計画、研修計画等

■組織体制等
総括責任者

	氏名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
総括責任者		8時30分から17時15分まで	野幌公園事務所所長

■執行体制（組織図）



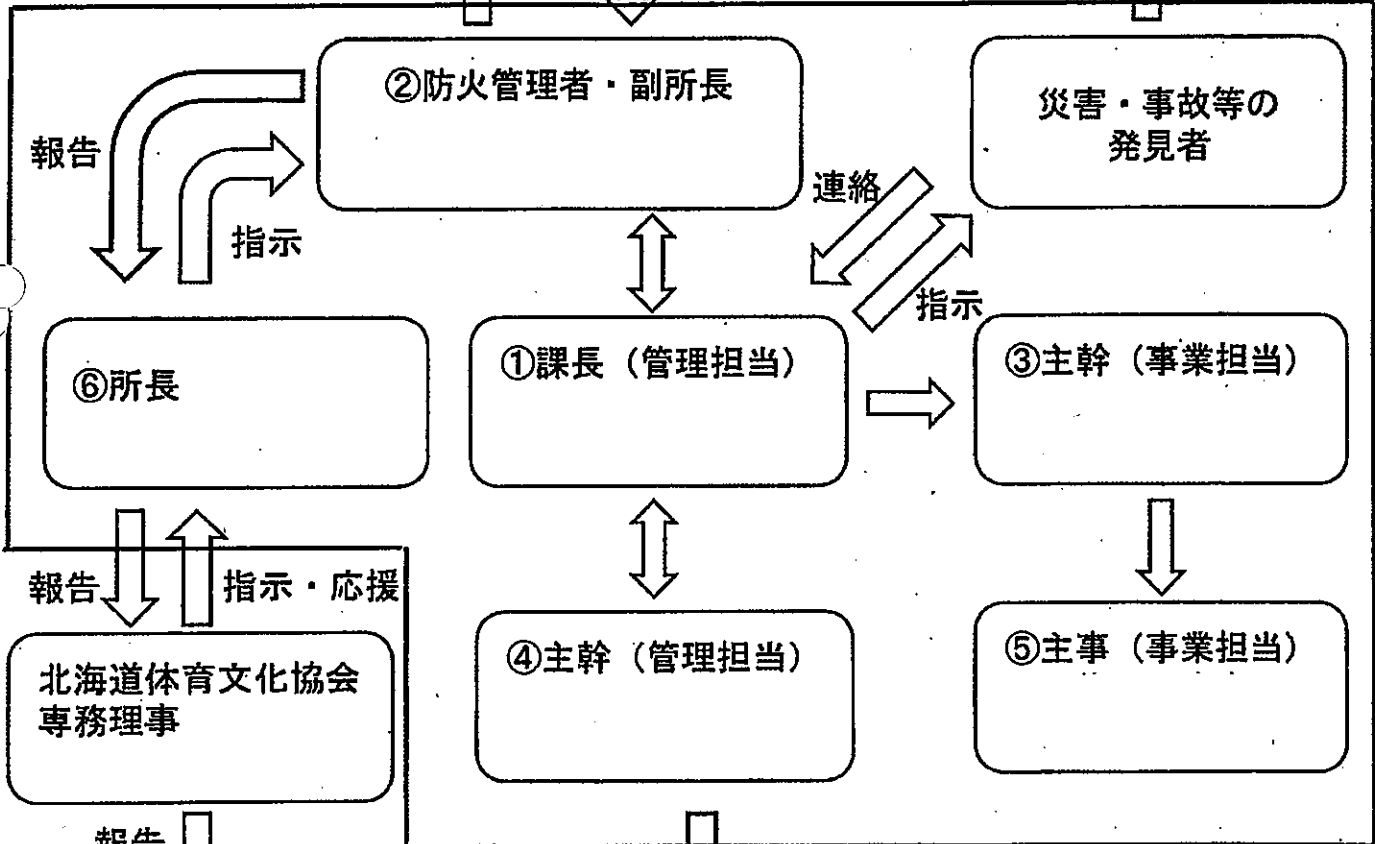
■緊急時連絡網（管理事務所・支庁・関係署）

北海道空知総合振興局
札幌建設管理部用地管理室
管理課管理課長
011-561-0416

警察署
110番

消防署
119番

報告 ↑ ↓ 指導・助言 ↑ 通報・要請



報告 ↓ ↑ 指示・応援

北海道体育文化協会
専務理事

報告 ↓

北海道体育文化協会
理事長

応援指示 ↓

真駒内屋内・屋外
競技場職員

- 警備業務再委託業者
株式会社ベルックス
011-531-4411
- 電気・機械業務再委託業者
株式会社キタデン
011-512-7222
- 食堂業者
株式会社はやし
011-382-3234

通報・搬送 ↓

関係機関	
北海道江別警察署地域課	011-382-0110
江別消防署予防課	011-382-5432
江別市立病院	011-382-5151
溪和会江別病院	011-382-1111
江別保健所保健福祉企画課	011-383-2111

■職員等研修計画（資質向上）※資格取得のための講習会等含む

研修区分	研修内容等	開催回数	対象	主催
職員合同研修会	事故防止・防災・防犯緊急時の危機管理についての研修	1回	職員等	野幌公園事務所
コンプライアンス研修会	外部講師などを招聘し職員間の考えを共有し問題解決のディスカッションを行う	2回	職員等	(一財)北海道体育文化協会
接客研修	信頼性、快適性を有する接客接客の対応力を磨くための研修	2回	職員等	野幌公園事務所
水上安全救助研修	プールでの怪我や事故等、不測の事態に備えた救助・救急訓練及び予防研修	1回	プール監視員	野幌公園事務所
火災予防訓練	避難誘導・消火・通報・搬出及び訓練及び予防研修	2回	職員等	江別市消防署

(3)事業及び業務の実施項目、年間スケジュール等

◆維持管理業務	
実施項目	年間スケジュール等
<p>1 樹木等管理業務</p> <p>(1)樹木管理</p> <p>①剪定</p> <p>②施肥</p> <p>③枯損木及び風倒木処理</p>	<p>樹木的美観保持、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の予防のため実施しますが、成長に合わせて2年から3年に1回を標準とし、状況を見ながら実施します。</p> <p>主に植栽後の幼木に樹木の健全な育成や抵抗力を高めるために実施しますが、当該公園では、植栽後25年から30年以上経過し、十分に生育した樹木が大部分を占めており、恒常的に施肥が必要な樹木はないので、樹木の状況を見ながら施肥を実施します。</p> <p>枯損木及び風倒木が発生した場合、伐採か復旧かを速やかに判断し、来園者の安全を第一に考え、業務を実施します。</p>

実施項目	年間スケジュール等
<p>④薬剤散布</p> <p>⑤冬囲い</p> <p>(2)草花管理</p> <p>(3)芝生管理</p> <p>①芝刈り</p>	<p>病気や害虫の発生時期は、その種類や天候状態で異なるので定期的な防除は難しいうえに短期間で蔓延するケースが多いので、発見したら出来るだけ早くその種類、性質等を見極め状況を判断し実施します。</p> <p>積雪による幹及び枝折れや幼木の保護等、雪害防止のため行いますが、当該公園は、植栽後25年から30年以上経過し、十分に育成した樹木が大部分を占めており、自然降雪には耐えることが出来るため、冬囲いを必要としない樹木が増えてきています。</p> <p>したがって、冬囲いは、除雪作業による硬い雪に押されてしまう園路沿いの樹木のみ実施します。</p> <p>総合体育館玄関横等に、利用者や地域ボランティア等と協働で花壇づくりを実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 硬式野球場 ・ 軟式野球場 ・ 陸上競技場 ・ 天然芝ホッケー場 ・ ラグビー場 ・ 硬式野球場スタンド ・ 軟式野球場スタンド ・ 陸上競技場スタンド ・ 天然芝ホッケー場周辺 ・ 人工芝ホッケー場周辺及びスタンド ・ テニスコート南側スタンド ・ 多目的広場

実施項目		年間スケジュール等
	②施肥	<p>5月から10月下旬までの期間、芝生の伸長度合いを見ながら適正な時期に実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	③灌水	<p>5月から10月の間で芝生の状況を見ながら実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	④追播	<p>5月から10月の間で、芝生の状況を見ながら実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場
	⑤目土	<p>5月から10月の間で芝生の状況を見ながら実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 <p>5月から10月の間で芝生の状況を見ながら実施します。</p>

実施項目		年間スケジュール等
	<p>⑥エアレーション</p> <p>⑦転圧</p> <p>⑧除草</p>	<p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 <p>5月から10月の間で芝生の状況を見ながら実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場 ・軟式野球場 ・陸上競技場 ・天然芝ホッケー場 ・ラグビー場 <p>5月から10月の間で芝生の状況を見ながら実施します。</p> <p>【実施予定施設及び期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートスタンド等 ・花壇等 <p>5月から10月の間で状況を見ながら実施します。</p>

実施項目		年間スケジュール等
2 施設等の管理業務	<p>(1)施設保守等</p> <p>対象範囲：</p> <p>ア 建物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室</p> <p>イ 運動施設等その他屋外の各スペース及び駐車場を構成する部材等</p> <p>エ 電気・機械及び防災設備</p> <p>①法定点検等</p> <p>ア ボイラー保守点検</p> <p>イ ばい煙濃度測定</p> <p>ウ 消防用設備点検</p> <p>エ 防火対象物点検</p> <p>オ エレベーター点検</p> <p>カ 飲料水水質検査</p> <p>キ 貯水槽清掃</p> <p>ク 汚水槽清掃</p> <p>ケ 空気環境測定</p> <p>コ ネズミ・昆虫等防除</p> <p>サ 屋内・外放送設備点検</p> <p>シ 飛込板取付点検</p>	<p>園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設を適正に保守管理します。</p> <p>園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設を適正に保守管理します。</p> <p>毎日、適正に運転保守管理します。</p> <p>点検実施回数（月）</p> <p>6月</p> <p>9月、3月</p> <p>総合点検9月、機器点検3月</p> <p>11月</p> <p>6月、9月、12月、3月</p> <p>一般検査及びトリハロメタン検査他9月、精密検査3月</p> <p>10月</p> <p>10月</p> <p>5月、7月、9月、11月、1月、3月</p> <p>一斉防除5月、11月、生息状況等点検4月、6月、8月、10月、12月、2月</p> <p>4月、8月、12月</p> <p>3月</p>

実施項目	年間スケジュール等
	<p>ス 合宿所風呂ろ過フィルター交換</p> <p>セ 重油地下タンク・埋設配管漏洩点検</p> <p>ソ 電気工作物点検</p> <p>タ 電話設備点検</p> <p>チ 特殊建築物等定期調査</p> <p>ツ 第一種機器漏洩点検</p> <p>②運動施設の点検・整備等</p> <p>③事務所・物品等の管理</p> <p>④修繕</p> <p>⑤施設管理の記録・保存</p> <p>(2)衛生管理 対象範囲と内容： ア 運動施設及び敷地内の緑地、駐車場その他、各スペース及び建物内のゴミ処理、清掃 イ 調整池に係る小水路の清掃</p> <p>①対象範囲のゴミの収集・搬出</p>
	<p>改修工事によるろ過設備更新でフィルター交換の必要がなくなりました。</p> <p>3年以内毎に実施 (次回は、令和7年度)</p> <p>月1回</p> <p>月1回</p> <p>3年以内毎に実施 (令和5年度予定)</p> <p>6月、9月、12月、3月</p> <p>月1回点検、硬式・軟式野球場のグラウンド整備(随時) 毎日、適正に管理します。</p> <p>各部材の劣化、損傷、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行います。</p> <p>施設の管理状況を正確かつ効率的に記録し、保管します。</p> <p>公園利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行います。</p>

実施項目	年間スケジュール等
<p>3 その他</p>	<p>②対象範囲の日常・定期・特別清掃の実施 ③プール及び合宿所の水質検査 ④小水路の清掃 (3)警備等 対象範囲：園内全体、駐車場及び建物内 ①巡視・点検等 ②夜間警備業務 ③記録管理 (4)除雪 (1)有害駆除 蜂、カラスの巣などの駆除業務 (2)その他 その他公園利用者の安全確保に必要な業務</p>

清掃作業実施表により行い、施設内の美観と衛生を保ちます。

残留塩素濃度等の水質基準を保つように適正にチェックします。
 適宜清掃を行います。

公園の利用状況を常に把握し、事故・災害・犯罪等を未然に防止し、財産の保全を図ります。
 毎日、園内の定期巡視、利用指導、建物・工作物等の点検を適切に行います。

総合体育館及び合宿所の夜間警備は、機械警備とします。ただし、宿泊者がいる場合は、合宿所に管理人を配置します。

門扉開閉、園内の巡回警備、総合体育館及び合宿所の巡回警備を行います。
 巡視及び警備の実施状況を日誌に記録管理します。

必要に応じて、園路、駐車場等の除雪を実施します。

利用者の安全を確保する必要最小限の範囲で、関係機関と協力して行います。

園内及び運動施設の利用状況を把握し、適宜安全指導を行います。

◆運營業務

実 施 項 目		年間スケジュール等
1 施設利用に関する業務	(1)利用窓口 ①利用者への接遇	利用者窓口に必要な人員を配置し、案内、各種受付、利用承認、利用指導等適切かつ丁寧に対応します。 障がい者及び高齢者等の利便に配慮します。
	②苦情対応	利用者からの苦情等に対し迅速かつ適切に対応し、苦情処理経過を記録するとともに速やかに北海道に報告します。判断が困難な場合は、速やかに北海道に連絡し、その指示を受けます。
	③利用調整	公園施設の利用に関し、団体等との調整を行います。
	④備品等貸出業務	運動施設運営等に伴う備品等の貸出しを行い、回収の都度、安全点検を行います。
2 利用料金收受等業務	(1)規定	公園条例第6条及び第12条の2の規定により住民に対する不当な差別的取扱いがないように適正に処理します。
	(2)運動施設等	
	①利用承認	公園条例第6条に規定に基づき公園施設の利用者に対し、利用の承認をします。なお、承認の際、必要に応じて条件を付します。また、利用内容変更についても同様とします。
	②取消等	公園条例第6条の4に規定する違反等の行為に対し、承認を取り消し、又は制限若しくは停止します。

実施項目	年間スケジュール等	
<p>3 利用促進業務</p>	<p>③利用料金の收受</p>	<p>公園条例の定めるところにより、施設を利用しようとする利用者から、当該施設の利用に係る利用料金を收受します。</p>
	<p>④利用料金の決定</p>	<p>各有料施設に係る利用料金については、公園条例第12条の2で定める利用料金の額を上限に、知事の承認を受けて定めます。変更の場合も同様とします。</p>
	<p>⑤利用料金の還付</p>	<p>既納の利用料金は還付しません。ただし、管理規則で定める基準に基づき全部又は一部を還付します。</p>
	<p>⑥利用料金の減免</p>	<p>管理規則で定める基準により利用料金の減免を行います。 (一部減免とならない場合もあります。)</p>
	<p>(1)広報等</p>	
	<p>①広報活動</p>	<p>江別市政記者クラブ他報道機関へ施設利用の記事掲載等を依頼します。 近隣の大学、高校、江別市体育館に合宿所の利用促進を行います。</p>
	<p>②パンフレット</p>	<p>行事予定表を毎月1,000部発行し、施設内に掲示、江別市内の体育館やJR野幌駅など各団体・関係機関に配布し、利用促進を図ります。</p>
	<p>③インターネット</p>	<p>ホームページで施設の紹介、各種イベント等の情報、空き日情報などを提供します。</p>
	<p>(2)自主企画事業</p>	<p>テニス教室等の各種スポーツ教室事業、生活文化の向上に係わる事業、北海道ラグビー選手権大会等の主催大会事業、その他各種事業を企画及び運営します。</p>

実 施 項 目		年間スケジュール等
4 備品等貸出業務	(1)備品等貸出業務	運動施設運営等に伴う備品の貸出しを行います。
5 住民等との協働環境づくり	(1)ボランティアによる公園内の環境整備等、住民参加による公園づくり事業の企画及び運営(住民参加型公園づくりの推進)	地域ボランティア等との協力による清掃活動、花壇の整備、水生植物の鑑賞のための遊歩道整備などの各種事業を企画及び運営をします。
6 事故処理等	(1)事故処理	園内での事故発生(事故、盗難、急病人やけが人)時には、直ちに被災者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うとともに速やかに北海道に報告します。 事故後の安全対策を適切に行います。
	(2)安全対策	事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止します。
	(3)連絡体制	関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制を確立します。
	(4)保険加入	指定管理業務実施期間中の施設等の瑕疵に起因する第三者への損害に対応して、施設賠償責任保険に加入します。
7 災害時対応	(1)施設の利用禁止等	災害、荒天、事故等により公園の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、公園の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ公園管理者の了解を得ることが困難である場合は、供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講じます。

実施項目	年間スケジュール等
<p>8 各種報告等</p>	<p>(2)利用者の安全確保 (3)応急措置 (4)指定避難場所の開設 (5)北海道に対する報告</p> <p>(1)事業報告書 (2)利用状況の報告 (3)占用等の進達及び管理者との協議</p> <p>台風等の災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行います。 台風等の災害による復旧のうち、風倒木の除去、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、北海道と協議の上、その復旧にあたります。 災害発生時に避難所が開設された場合には北海道の指示に従い、①避難所開設の可否判断に関する事②施設管理に関する業務に関する事③施設備品の供与に関する事④上記業務の進捗状況等の報告に関する事についての業務を行います。 上記の場合、いずれも速やかに北海道に報告します。 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第9条に基づき、業務実施状況等について毎年度終了後30日以内に知事に報告します。 毎月の公園施設の利用状況及び利用料金収入について、翌月10日までに北海道に報告します。 公園の占用や公園内での映画撮影、行商などの行為及び公園の全部又は一部を独占して使用するような各種イベント等については、知事の許可を必要とする申請があった場合若しくは申請者から相談があった場合は、管理者と緊密な連絡を図るとともに申請書類を管理者へ送付します。</p>

実 施 項 目		年間スケジュール等
9 売店等便益施設の 管理運営業務	(1)公園管理者（道） が設置した施設に 係る管理運営（指 定管理業務の範囲 として実施するも の）	総合体育館内食堂及び売店の 管理運営を行います。
10 その他	(1)その他	上記の業務のほか、公園の業 務を円滑に推進するため必要な 業務を行います。

(4)管理の目標達成計画（目標達成のため講ずべき措置及び達成見込等

■管理の目標達成見込

ア 利用促進

達成目標及び業績指標	R5 指標	R5 計画
公園利用者数の増員	255千人	266千人
運動施設等有料施設の利用者数の現状維持 〔年間130千人以上〕	130千人	137千人

イ 安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業績指標	R5 指標値	R5 計画
安全性の確保〔日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間0件とする。〕	0件	0件
職員資質の向上〔安全管理・サービス向上に関する研修会を年間2回以上実施する。〕	2回	8回

ウ 住民等との協働推進

達成目標及び業績指標	R5 指標値	R5 計画
公園業務に対する地域住民との協働を推進する。 〔年間延べ参加者数2,200人以上〕	2,200人	3,510人

エ 利用者満足度の向上

達成目標及び業績指標	R5 指標値	R5 計画
利用者満足度の向上〔指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。〕	—	—

オ 利用促進（参考業績指標）

達成目標及び業績指標	R5 指標値	R5 計画
公園の利用促進のための自主事業の充実〔年間開催事業数28事業以上〕	28事業	36事業

■目標達成のため講ずべき措置

ア 利用促進

利用促進の方策として「道民の憩いの場としてふさわしい環境を提供」、「環境育成型の広域レクリエーション施設として、多様な住民ニーズの充足を図る」、「利用者が楽しみながら環境に対する認識を深めることができる住民参加型の公園づくり」、「利用者ニーズを踏まえた各種イベントの誘致開催」に重点を置き、地域のニーズに促した利用促進活動を推進します。

- a 行事予定表（毎月1,000部発行）や、施設の利用空き日情報、PRチラシを作成して江別市内（JR野幌駅、江別市教育委員会、江別市民体育館など）及び札幌市内（きたえーる、区体育館、プール施設など）や、各利用スポーツ団体等に配布します。
- b リピーター等に対しホームページやメールを活用した積極的な施設利用のPRを行います。
- c 施設の利用期間や自主事業の開催について、新聞社・テレビ局等報道機関・地元フリーペーパー誌に報道・取材・記事掲載を依頼する広報活動をします。
- d （一財）北海道水泳連盟の委員でもある当協会職員（野幌総合運動公園副所長）が持つ人脈ネットワークを最大限に活用し、道内はもとより全国から水泳大会及び水泳合宿の積極的な誘致活動を行います。
- e 江別市が実施する「江別市スポーツ合宿誘致推進事業」を活用し、江別市との連携・協力により、全国からスポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- f 利用者・主催者に対し、イベント提案・創出などトータルサポートの充実を図ります。
- g こどもから大人まで幅広い層を対象としたスポーツ・文化教室を開催します。
- h 利用者のニーズを踏まえた利用時間を設定など、柔軟な対応をします。
- i 利用料金上限額の範囲内で、施設の実態に合った利用しやすい料金設定をします。
- j 各種スポーツ競技会・大会の主催及び共催・後援を行います。
- k 冬期間閉鎖された屋外施設の有効利用策として雪中ラグビー大会を開催し、冬の体力づくりに貢献します。
- l 施設名にとらわれずに、陸上競技場インフィールド（芝生）でのサッカー・ラクロス競技、ホッケー・サッカー場（天然芝）でのアーチェリー大会、ラグビー場での警察犬訓練会など、幅広いジャンルのスポーツ種目への開放による利用拡大を図ります。

スポーツレクリエーション施設として、利用者に「利用しやすい」「また利用したい」などと感じていただける魅力ある公園施設の運営が大切なことと考え、次のような取り組みを行い利用促進を図ります。

m プール施設の衛生基準の確保については、利用者に快適に利用していただけるよう厳正に取り組み、（公財）日本水泳連盟競泳競技規則による水温25℃～28℃の維持のほか、厚生労働省健康局長通知の「遊泳用プールの衛生基準」（濁度2度以下、遊離残留塩素濃度0.4mg/ℓ以上1.0mg/ℓ以下など）を遵守し、衛生的で快適なプール環境を提供します。

50m競泳プールは水深が深いため、50mを完泳できることが一般開放の利用条件となっていますが、利用促進を図るため、水深を浅くするフロアを設置して「チャレンジコース」と「ウォーキングコース」を設けます。

「チャレンジコース」では、泳力に自信がない方でも水泳練習を行うことができ、「ウォーキングコース」では、泳げない方でもコースを安全に歩くことができます。特にウォーキングコースは、高齢者の方から大変好評を得ています。

また、要望が多かったパドルやフィンの利用については、一般遊泳者との接触事故が起きないように、専用のコースを設けます。泳ぐスピードが違う双方の安全を確保するとともに、利用促進に繋げていきます。

当協会の職員で、（一財）北海道水泳連盟委員の人脈ネットワークを最大限に活用した利用促進の結果、水球日本代表女子チームの国内強化合宿のほか、アーティスティックスイミングの日本選手権参加チームやオリンピック代表選手、国体代表選手団などの強化合宿の誘致に成功しました。これからも全国レベルの大会・合宿誘致に努めます。

希望者に泳いだ距離を証明する「遊泳記録証」の発行、（公財）日本スポーツ協会公認水泳教師による「成人水泳教室」や、大会出場を目指すスイマーを対象にした「スタート（競泳）練習会」を開催し、レクリエーション性や競技性のある様々な事業を実施します。

飛込プールの利用者は、飛込競技人口の減少に伴い減少傾向にありますが、アーティスティックスイミングや（公財）日本ライフセービング協会北海道支部によるライフセーバー講習会、北海道消防学校、北海道警察機動隊、室蘭市消防本部の水難救助訓練など、多面的な利用を促進し、有効活用・利用拡大を図ります。

n 体育館は、メインアリーナとサブアリーナがあり利用種目や大会規模によって使い分けされています。

また、メイン・サブ同時使用により全国クラスの大規模な大会開催が可能です。

大会日程は、毎年開催される利用調整会議により決定し、年間を通じてコンスタントに大会で利用されています。サブアリーナは特にテニスサークルなどに人気があり、年間を通じて利用されています。

また、スポーツ器具類の備品も充実しており、多くの競技種目の利用が可能で、最近では全国中学校体育大会（体操競技）や、全日本バレーボール高等学校選手権大会北海道代表決定戦などが開催されています。今後も全国大会などの大規模な大会の誘致に努めます。

- o 野球場整備は、野球競技の専門家や専門業者への委託及び利用者の協力により、利用しやすいグラウンド整備及び外野芝生維持管理を行い、快適にプレーすることができる最適なコンディションを維持しています。

また、ベース、ラインカー、散水ホース、レーキなど器具備品なども常に点検整備し、良い環境を整えます。

さらに、プロ野球公式戦、高校野球の予選などの誘致、スポーツ普及振興事業で協定を結んだ北翔大学の硬式野球部による「野球教室」や「少年少女のつぼろ野球まつり」、江別市少年軟式野球連盟・江別野球連盟の協力による「体文協杯親睦少年軟式野球大会」などの開催、利用実績がある慶應義塾高等学校野球部やHonda硬式野球部など、道外からの合宿誘致に力を入れ、利用促進を図ります。

- p ラグビー場は、(一財)北海道ラグビーフットボール協会の協力により、競技芝の専門業者が芝生グラウンドの整備を行うほか、当協会の担当職員と専門スタッフが芝刈り・散水・目土など、日常的に適切なメンテナンスを行い、快適にプレーすることができる最適なグラウンドコンディションを維持します。

さらに、同協会の協力による当協会主催大会「北海道ジュニアラグビー選手権大会」「雪中ラグビー大会」などを開催するほか、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」のオーストラリア代表チームの公認キャンプ地となり、良質な芝となったことを最大限に生かし、利用促進と利用拡大を図ります。

- q 陸上競技場は、江別市陸上競技協会に所属する管理スタッフを配置して、競技場利用にあたっての案内、利用方法の指導、スターティングブロック・走り高跳び用具・走り幅跳び用具などを貸出・点検・整備します。

また、全日本短距離合宿では国内トップアスリートにも利用され、北翔大学の協力による小学生対象の「走り方教室」や「ジュニア陸上クリニック」を開催し、競技人口の底辺拡大を図るほか、学校等の陸上記録会、運動会、体育大会、近代三種競技、一輪車大会、よさこい練習会などで利用いただけるよう利用促進に努めます。

今後は、インフィールド(芝生)をサッカー・ラクロスなど、多様なスポーツへ開放し、施設の有効利用を図ります。

- r テニスコートは、全天候型オムニコート(砂入り人工芝)で天候に左右されにくい利点があること、コートが18面あるため大規模大会の運営には最適な環境であり、設備が整っていることを北海道テニス協会などの団体や近隣の高校・中学校等にPRして利用促進を図っていきます。

また、平日の利用率を向上させるため、平日限定で高校生以下半額料金の設定、利用者のニーズを踏まえた料金設定や利用時間の延長をする等、各種サービスで利用者増に努めていきます。

s ホッケー・サッカー場は、人工芝と天然芝があり、人工芝は日本ホッケー協会公認競技場として認定され、北海道高等学校選抜ホッケー大会や第14回全日本マスターズホッケー大会など、主に陸上ホッケー競技に利用されています。

令和5年度には全国高等学校総合体育大会北海道大会（インターハイ）ホッケー競技の開催が予定されています。

また、天然芝は、社会人サークルやクラブでのサッカー競技をメインに利用されています。

今後は、道内唯一であるホッケー場人工芝を全国にPRし、スポーツ合宿誘致を重点に利用促進を図ります。

t 合宿所には、利用者が快適に利用いただけるように管理スタッフを配置し、チェックイン・チェックアウトの時間などの様々な要望に応え、親切かつ丁寧なサービスで対応します。

また、利用者の要望を取り入れ食事の用意、スナック類・清涼飲料水等自動販売機や、無料で使用できるドライヤー・電子レンジ・洗濯機・乾燥機・共同冷蔵庫の設置、無線wifiスポットの完備などの環境を整え、快適な宿泊を提供します。

u 利用者にいつでも気持ちよく利用いただけるよう、園内のトイレや園路等の清掃や植物の手入れなど美化に努め、快適な環境を維持します。

また、大自然に囲まれて緑あふれ、四季折々のロケーションが楽しめる公園の魅力をホームページで情報提供します。

園内を楽しみながらご利用いただけるよう「園内スポーツラリー」の実施や、ウォーキング・ジョギングコース（1周2.8km）を設けて「完歩・完走記録証」を贈呈する事業の実施、利用者が里山（公園）づくりに参加できる「水生植物遊歩道整備及び鑑賞会」、「花壇づくり」、「木の名札づくり」などの開催を検討します。

v 江別ホタルの会に生態調査地として公園の一部を提供し、野生のホタルの保護活動をお手伝いします。

w 冬の公園の魅力を存分に楽しめるイベントを開催し、冬期間の公園の利活用、利用促進を図ります。

ミニゲレンデでのそり滑りやスノーラフティングを楽しむ「のっぼろスノーランド」や、小学生から高校生まで参加できる「野幌雪中ラグビー大会」を主催事業で開催します。

イ 利用料金の割引に関する取組の実施計画

施設の利用料金については、北海道立都市公園条例第12条の2の3の別表3に定められた額の範囲内で知事の承認を得て料金を設定します。

利用料金の設定については、近隣の類似施設である札幌市平岸プールや江別市青年センタープール、札幌市各体育館、円山総合運動場及び全国類似施設の利用料金を参考に、利用実績や実勢単価を考慮したうえで利用しやすい料金設定とします。

利用者のニーズに応え、個人利用区分のあるプール及び体育館、陸上競技場の回数券・定期券を設定し、利用者サービスの向上と利用者増を図ります。

施設	内容
プール 体育館 陸上競技場	①回数券（6回券）…5回分の利用料金で6回分利用できます。 ②定期券（1ヶ月券）…10回分の利用料金で1ヶ月間利用できます。 ※②はプールのみ
テニスコート	高校生以下の利用は、平日半額料金（繁忙期の大会利用を除く）で利用できます。

ウ 安全かつ快適な利用環境の提供

事故防止・防災・防犯・その他緊急時の危機管理対応は施設管理の基本であると考え、事故を未然に防ぐために日常の巡回や点検の強化、防災にあたっては消防法による防火管理者規定を定めるなどの関係法令を遵守します。

職員等の業務意識の向上と組織機能を十分に発揮する主旨で危機対応力を推進することを目的として、危機管理／リスク・マネジメントの実践マニュアルを策定しています。

万が一の災害・事故発生時に迅速かつ確実な対応ができるよう実践マニュアルを綿密に整備して、教育・訓練を行うことは勿論のこと、危機管理体制をあらかじめ構築し、正確な情報の入手と判断、的確な被害状況の把握と迅速な応急対応により、利用者の安全の確保と被害の拡大防止を徹底します。

事故を未然に防ぐため「適正な利用がなされているか」「施設・設備が正常に機能しているか」など危険を予知する心構えで巡回や点検・監視を行います。

また、チェックリスト表などを利用し、職員・スタッフ全員が情報を共有し状況に応じて注意を促します。

様々な災害（火災・地震・台風など）に対応するため、関係法令を遵守し、消防設備の配置状況の確認や点検整備を行うなど、防災体制の充実・整備を確立するとともに火災訓練などの訓練を実施し、緊急体制の確保に努めます。

江別市からの依頼で北海道が受諾した江別市地域防災計画により、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、速やかに指定避難場所開設の可否の判断をし、次に避難所としての施設管理、施設備品の供与など、北海道の指示を受けながら適切に業務にあたります。

また、指定避難所として開設した際は、江別市総務部危機対策室と連携をとり、避難者対応及び避難所運営に全面的に協力します。

防火・防災については、消防法に基づき野幌総合運動公園の消防計画を定め、防火管理者及び火気取締責任者を設置し、火災の未然防止に努めるとともに「自衛消防隊」を編成し、消防署の協力を得て年2回の自衛消防訓練を実施し、有事の際の来場者等の安全確保に努めます。

非常災害時に備え火災訓練を行います。全道火災予防週間（春・秋の年2回）に合わせ、江別市消防署の立会と指導により、職員・スタッフのみではなく、施設利用者のご協力・ご参加をいただいて総合的な訓練を行います。（避難誘導・消火・通報・搬出及び救護など）迅速で適正な初動体制の構築を図り、施設利用者の安全を確保します。

非常災害時など迅速に対応するため、緊急連絡網を作成・整備し、連絡体制及び連携体制の強化を図り、夜間や休日についても、24時間体制で管理し、事故のないように努めます。

また、日常的に連絡図を事務所に掲示し、職員・スタッフが常に確認を行うとともに、緊急時には北海道や関係機関に速やかに連絡・報告し、情報を共有します。

宿泊施設である合宿所（20室 定員100名）には、火災通報装置、火災通報専用電話が設置され、速やかに消防署へ通報されるシステムになっており、利用者に対する避難誘導口（非常口）の周知や消火器の配置などを明確にし、自衛消防隊及び管理スタッフにより安全対策に万全を尽くします。

屋外施設利用者や公園利用者は屋外空間で活動しており、大雨、暴風、大雪、雷、竜巻等の自然現象の影響を大きく受けることから、巡回による公園状況等の把握と、気象データに注意しながら、利用者の安全確保を第一に考え緊急事態に備えます。

気象等に対する警戒が必要な場合は、気象警戒体制をとり、公園事務所の中に気象警戒体制責任者及びパトロール要員を置き、公園の安全を確保します。

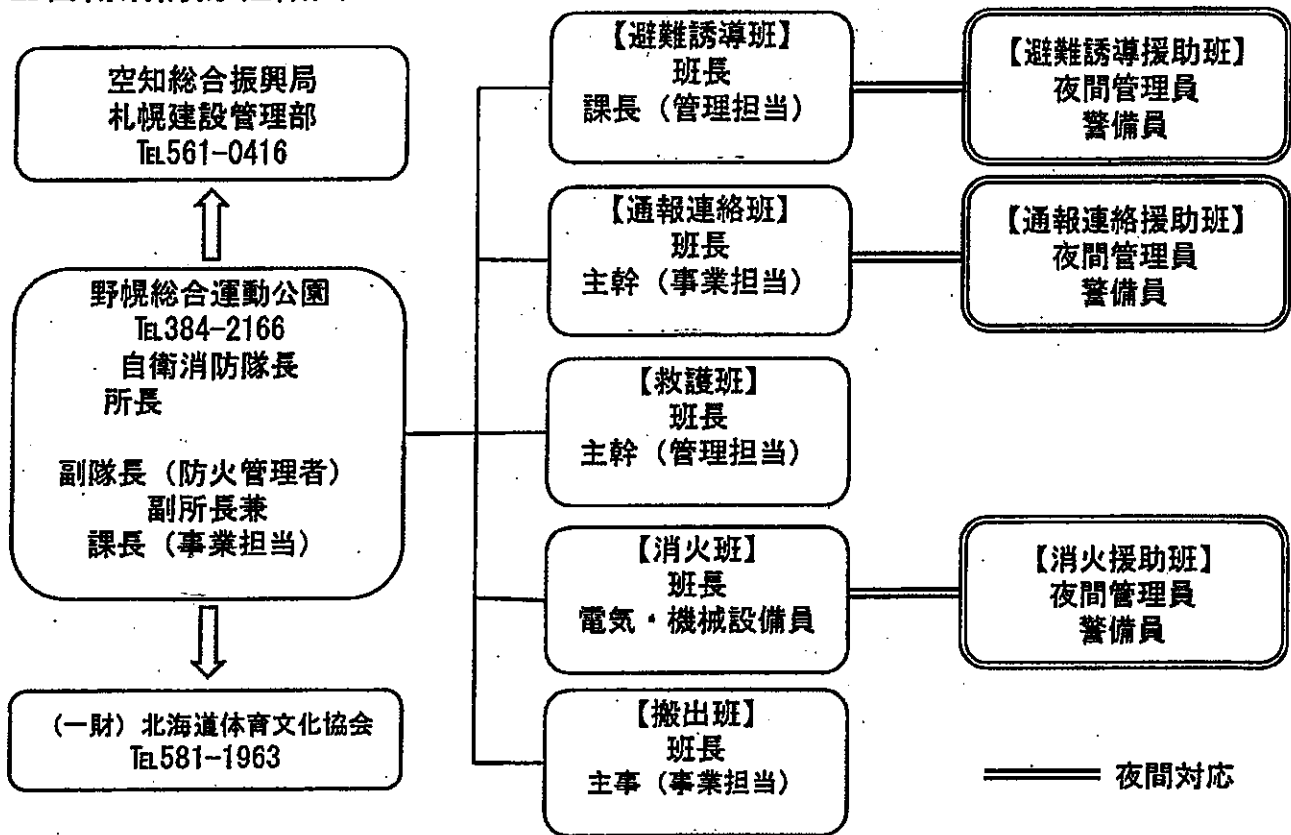
江別市において、気象警報発令時及び地震（震度4以上）が発生した際は、建設部作成の対応マニュアルに沿って行動し、利用者の避難誘導、安全確保を最優先で対応します。

大まかな流れとしては、①警戒体制（来園者に対して注意喚起）②施設状況等の確認（パトロールによる施設及び利用者の確認）③使用制限（危険が予見される場合、その区域または施設の使用を禁止）④体制解除（パトロールを行い異常がないことを確認後に解除）の順に対応し、速やかにその処理顛末を札幌建設管理部用地管理室維持管理課まで報告します。

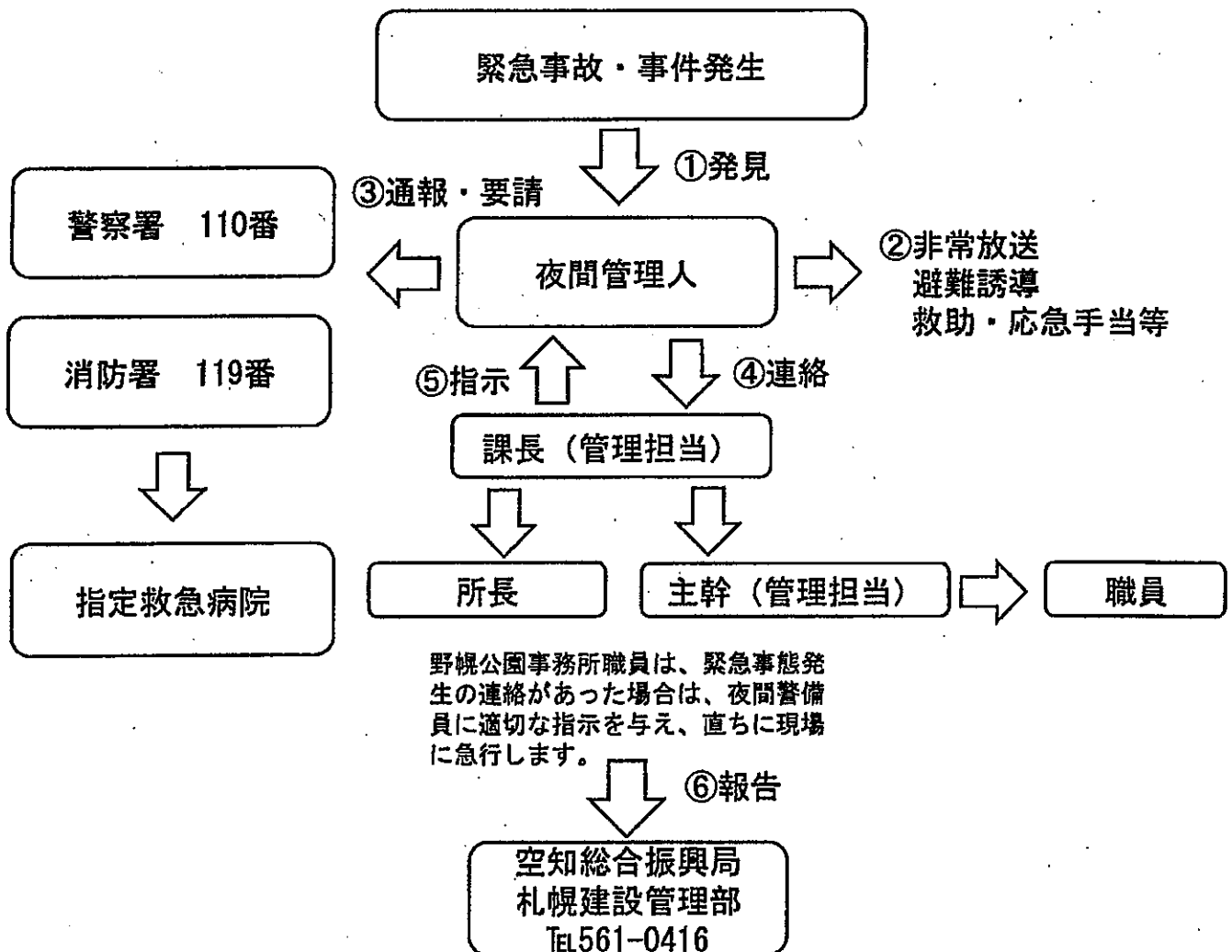
対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や、弾道ミサイル攻撃などが発生し、Jアラートが発動された場合に、当公園には防災行政無線などに連動した自動放送設備がないため、非常放送設備により公園内全利用者に向けてJアラートの内容を周知します。基本的には、屋内施設に退避するよう誘導し、利用者の安全確保に努めます。

近隣や公園内にヒグマが出没した場合は、北海道および江別市への連絡や対応、監視の強化を行います。また、来園者や地域住民への注意喚起も迅速に行います。

■自衛消防隊組織図



■夜間合宿所非常時連絡図



■利用者の安全対策

事故・災害・犯罪等の対策	対策の内容
予 防	①日常の巡回、施設設備の点検・確認 ②自衛消防隊火災訓練・救急処置対策 ③各種マニュアルの作成と緊急連絡網の整備 ④警察等関係機関からの情報の提供及び共有
発生時の対応	①正確な情報の入手と適切な判断 ②非常時緊急連絡体制による適切な措置と報告 ③自衛消防隊の迅速・適切な対応 ④施設所有者賠償責任保険

		対 象	業務内容	実施期間・時間	実施回数
日常巡視		公園内	・危険箇所の発見、修理 ・不審者の発見、事故防止、通報 ・利用者への注意、事故未然防止	4月23日から 11月23日まで 9:00~17:00	1日4回
昼夜間	有人管理	合宿所	・不法侵入者取り締まり ・合宿所受付業務 ・野球場受付業務	4月 1日から 3月31日まで 14:00~10:00	合宿所 利用日
夜間	機械警備	合宿所 体育館	・警報警備機器を使用した オンラインセキュリティ システムにより実施	4月 1日から 3月31日まで 17:00~9:00	通 年

■施設所有者賠償責任保険の加入

対 象	補 償 内 容
1名につき	身体3,000万円
1事故につき	身体 1億円
1事故につき	財物 500万円

■個人情報の保護

個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利・利益を侵害することがないように努め、個人情報を収集し、又は利用しようとするときは業務の範囲内で行うものとします。業務を遂行するために収集・作成した個人情報を第三者に提供することを禁じ、また提示を受けた個人情報、収集した個人情報の記録は、これを流出することがないようにします。

北海道の個人情報保護条例に基づき、多数の利用者が利用する施設としての個人情報の取り扱いについて重要かつ適切な管理体制をとり、当協会が定めた「個人情報保護規程」及び北海道の「北海道個人情報保護条例」に定める内容を遵守します。

【具体的な対策】

- (1)記録媒体（パソコン本体・USBメモリー・CD-R等）の職場外持ち出しは原則禁止する。
- (2)業務終了時には、上記の記録媒体を施錠できる場所等に保管する。
- (3)当協会規定による保存期間を経過したものは専門業者に委託し、廃棄処分する。
- (4)個人情報は、外部の目に触れないよう厳重に管理する。
- (5)ミスプリント等で生じた個人情報記録書類は、シュレッダーで廃棄処分する。
- (6)職員退館時は、安全対策のためパソコンをパスワードでロックする。
- (7)個人情報に係る全ての内容は、目的外利用を厳禁とする。
- (8)パソコンのウイルス感染による個人情報漏洩防止のため、セキュリティソフトを導入する。

■職員資質の向上

利用者サービスの向上を図るため、「職員・スタッフの資質向上」が大切と考え、接遇研修をはじめ、スタッフミーティングや各種教育訓練を定期的に計画・実施し、施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスにより、顧客満足度（CS）の向上を図っていきます。

また、外部講師などを招聘し、職員研修会、コンプライアンス研修会、その他以下に掲げる各種講習会等への参加により、施設利用者に対する接遇や安全管理、利用者サービスなどに関する方策などを学び、職員・スタッフの資質向上と意識改革を図ります。

- (1)職員合同研修会（年1回以上実施）
- (2)コンプライアンス研修会（年2回以上実施）
- (3)職員・スタッフ接遇研修（年2回実施）
- (4)水上安全救助研修会（年1回実施）
- (5)火災予防訓練（年2回実施）
- (6)体育施設（管理士・運営士）養成講習会（年各1回実施）
- (7)災害避難シミュレーション合同研修会（年1回実施）
- (8)各種講習会・講演会・セミナーなどへの参加（随時）

以上の教育研修等を実施または参加し、職員・スタッフの一人一人が自覚と責任を持って利用者に安全で快適な利用環境を提供するとともに、サービスの向上に努めます。

また、職員及びスタッフ全てが「ユニフォーム」・「ネームプレート」を着用し、利用者に「誠意と責任」ある対応を実践し、親しみと信頼感を育み「また利用したい」と思っていただけの対応ができる職員・スタッフの育成を確立します。

ウ 住民等との協働推進

当協会の基本理念「地域と共生し健康で豊かな社会生活の実現を目指します」に基づき、地域の皆さんや利用者の参加による魅力的な公園づくりのための様々な活動の担い手として期待される地域のボランティア組織や活動等との連携・協力関係を構築し、地域社会の活性化や美しく良好な環境の保全と創造の推進に積極的に取り組んでいきます。

■地域住民等との協働

事業名	日程	参加者数	事業概要
公園をきれいにする取り組み	春・秋	440人	利用者やボランティア等の参加・協力による公園及び運動施設の整備及び清掃活動
花壇の整備・花の植込み	6月	60人	利用者や地域住民・スポーツ利用団体の参加・協力による花壇の整備・花の植込み
水生植物の鑑賞のための遊歩道整備	4～5月	30人	ホテルの会の協力による水芭蕉やザゼンソウなどを鑑賞するための遊歩道整備
野の花の丘の整備	4～10月	50人	道立公園植生研究会のボランティア活動により、野の花の丘の整備を実施します。
パークフロントフェスティバル	5～10月	300人	北海道グルメの発信（キッチンカー）や体験型のイベントを開催し近隣区域の交流活性化を図る。
クラフト教室	8～2月	50人	利用者や地域住民に参加いただき公園内のどんぐり、松ぼっくりなどを利用して、ひな人形や写真盾を作る体験をします。
運営連絡協議会の開催	随時	30人	近隣地域における類似施設や学校、団体、自治会などとの相互の親睦と利用促進を図るための情報交換
地域防災活動	随時	30人	隣接する産学官と地域住民が防災対策について考え勉強し、相互応援で助け合う
地元財団の主催大会に運営協力	9月	1,000人	（一財）江別市スポーツ振興財団が主催する当施設利用の原始林クロスカントリー大会の運営協力
冬道走行訓練	1月	100人	野幌運動公園利用者が利用する公共交通機関であるジェイ・アール北海道株式会社が運航する路線バスの安全性の向上を図り、施設の利用促進と利便性アピールするための共催開催

事業名	日程	参加者数	事業概要
北翔大学との包括連携協定による事業	5月～3月	700人	当運動公園を利用したスポーツの普及振興に協力する。のっぽろ野球まつり、ジュニア陸上クリニック、走り方教室
北海道スポーツ企画とのパートナー協定による事業	通年	720人	スポーツの普及振興と向上を目的に子供たちに人気のサッカー、体育クラブ、ピラティスクラブを委託事業として開催
合計		3,510人	

エ 利用者満足度の向上

来園された利用者の期待に応えるサービスの提供を常に心がけ、利用者の目線に立って、

- ①安全への配慮（信頼感、安心感）
- ②美観・清潔に（快適性、やすらぎ）
- ③親切・丁寧に（うるおい、心地よさ）
- ④スピーディーな対応（思いやり、共感）

を重視し、「安心感のある接客」に努めます。

(5)利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針

■ニーズの把握（要望・苦情）

運動公園の魅力とサービスを高めていくため、利用者の公園に対するニーズを的確に把握することが重要と考えています。職員・スタッフは常に笑顔で親切な対応を心がけ、利用者からも気軽に声をかけていただける雰囲気づくりを心がけ、利用者とのコミュニケーションを深め、要望や意見等の声を直接聞き、施設の管理運営に反映させるように努めます。

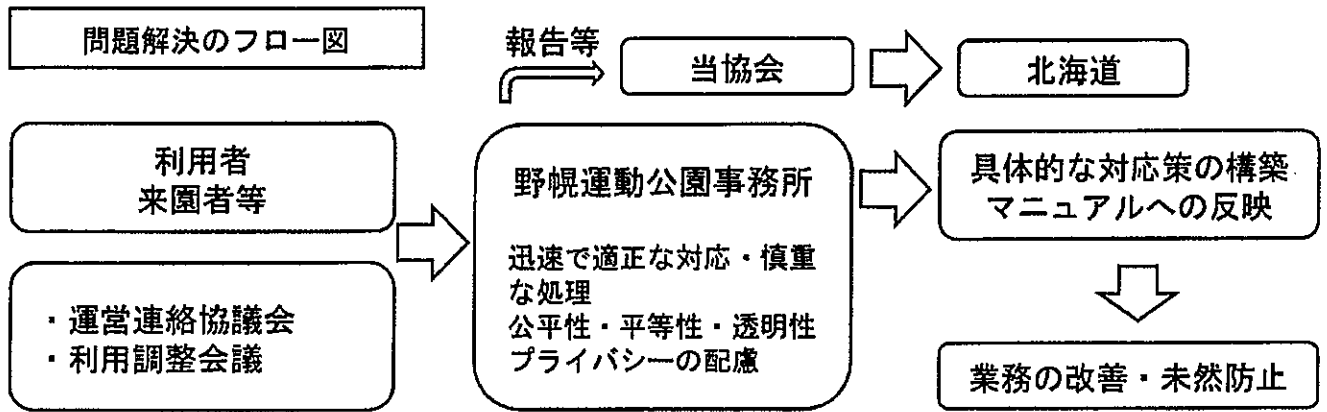
また、ご意見箱の設置や利用者アンケートの実施、江別市スポーツ推進審議会（スポーツ関連団体、近隣学校等で構成）や利用調整会議などを開催し、様々なご意見やニーズの把握に努め、ご要望等に対して迅速に対応し業務の改善を図るなど、施設環境の向上に努めます。

■取り扱いの方法

前記のとおり、「ご意見箱」や「気軽な声かけ」等により日常的に利用者の要望・苦情を把握し公平性・透明性を確保した対応を行うとともに、職員・スタッフが共通の認識を持って誠実に対策にあたり、業務レベルの一層の向上と改善に努めます。

ご意見・苦情等をお寄せいただいた方には、迅速な対応を原則とします。検討など時間を要する場合には、経過報告も含め後日、速やかに回答します。

また、要望・苦情の内容、対応結果は申出者のプライバシーに十分配慮し、適正かつ厳重に管理します。



苦情対応のステップ

第1段階・・・お客様の申告を十分に聞く

- ・まず謝罪をする（部分謝罪）
- ・傾聴と共感
- ・状況を把握する
- ※言葉づかいに気をつけ、メモをとる

第2段階・・・申告の内容によって処理方法を決める



- お客様の誤解、勘違いなどの場合
- ・お客様と議論しない
 - ・お客様が正しいと考えて処理にあたる
 - ・お客様の間違いを言葉で指摘しない
 - ・お願いの表現で話す
 - ・一言添える



- 私たちに非がある場合
- ・謝罪する
 - ・問題解決を図る
 - ・電話で苦情を受けたら、できるだけ伺ってお詫びする
 - ・上司への報告や他の人への引き継ぎは申告内容を正確に伝える
 - ・お客様への中間報告
- 納得していただけないとき
- ・人を変える
 - ・場所を変える
 - ・時を変える

第3段階・・・苦情・クレームの発生原因の調査

- ・お客様が納得するために誠意を尽くしたか
- ・社会の視点（社会が許容してくれるか）
- ・内部告発＝コミュニケーション不足

第4段階・・・原因が判明した場合は、処理経過を周知・徹底させる

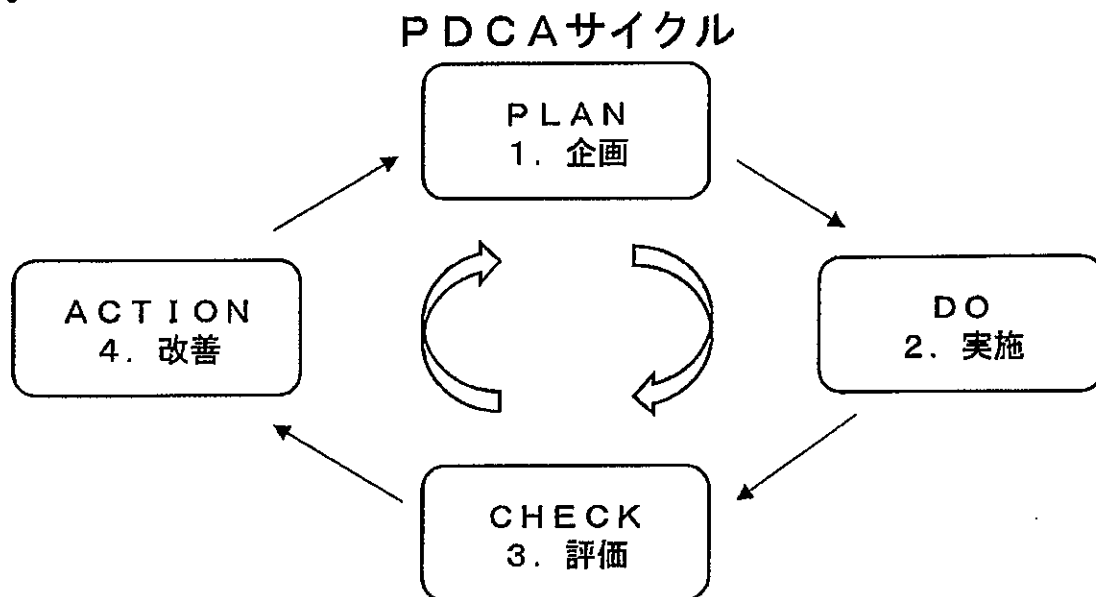


苦情・クレームの再発防止

PDCAサイクルマネジメント

施設利用者の利便性の向上と質の高いサービスの提供により、誰もが楽しめ、安心して利用できる「安全・安心」に基づき、利用者に「憩い・くつろぎ・ふれあい」の場となる施設づくりを目指します。

施設の管理運営において、当協会は幹部会議による評価報告会を定期的に行い、業務運営上の課題や改善策を提起し、その後運営に反映させ、自主的・自立的業務運営・内部管理体制の充実を図るなど、常に利用者サービスの向上と発展に努めます。



1. PLAN…企画

- (1)維持管理業務体制の構築
- (2)業務計画書
- (3)緊急時の対応体制
- (4)各種マニュアルの整備

3. CHECK…評価

- (1)維持管理業務の履行確認
- (2)各種訓練教育の成果確認
- (3)利用者満足度CSの調査、確認

2. DO…実施

- (1)管理運営業務の実施
- (2)緊急時対応訓練、教育の実施

4. ACTION…改善

- (1)自己評価の結果を踏まえた改善策の立案と計画

● 幹部会議で評価・改善…定期的に行い（6ヶ月ごと）

- (1)業務計画書に基づき年度計画に定めた項目の確実な実施に資するための業務の進行管理を検証する。
- (2)年度計画に定めた項目の達成状況及びその他業務全般についての自己点検評価を行う。

2 利用者数の見込等に関すること。(月別、事業別利用者数等の見込等)

RS年度利用者数の見込み等(月別、事業別利用者数等の見込等)

区分	月												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
メインアリーナ	(人) 3,000	7,000	3,800	2,400	1,200	2,600	1,800	3,000	3,800	200	1,500	1,500	31,800
サブアリーナ	(人) 1,000	1,400	1,900	1,000	1,000	500	1,400	1,000	1,300	1,100	1,000	1,300	13,900
プール	(人) 1,200	2,600	4,100	3,700	4,000	2,400	1,000	2,100	1,400	0	0	2,000	24,500
テニスコート	(人) 100	2,900	1,500	2,600	3,400	1,100	1,600	100	0	0	0	0	13,300
陸上競技場	(人) 205	2,500	1,850	1,350	1,100	600	650	200	0	0	0	0	8,455
硬式野球場	(人) 0	5,200	5,000	4,200	3,200	1,800	3,200	0	0	0	0	0	22,600
軟式野球場	(人) 0	3,800	2,000	1,400	1,600	1,700	3,000	0	0	0	0	0	13,500
ラグビー場	(人) 0	0	300	300	300	150	300	0	0	0	0	0	1,350
人工芝ホッケー場	(人) 300	900	500	600	600	500	450	150	0	0	0	0	4,000
天然芝ホッケー場	(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合宿所	(人) 150	500	210	740	300	680	220	300	600	300	60	80	4,140
研修室A・B	(人) 140	520	430	520	400	160	300	290	280	190	60	220	3,510
プレイルームA・B	(人) 30	250	170	350	150	80	210	200	80	90	30	100	1,740
投擲・見学・遊足	(人) 0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
多目的広場	(人) 220	2,800	1,900	2,600	700	1,500	3,000	500	0	0	0	0	13,220
入園者	(人) 1,400	12,900	13,900	18,000	14,100	15,500	12,500	3,000	0	0	0	0	91,300
調剤・園地	(人) 140	1,200	1,300	1,700	1,300	1,500	1,200	300	0	0	0	0	8,640
合計	(人) 7,885	44,470	38,960	41,460	33,350	30,770	30,830	11,140	7,460	1,880	2,650	5,200	256,055
有料施設計見込	(人) 5,955	26,800	21,160	18,290	16,700	12,030	13,620	6,850	7,100	1,600	2,560	4,880	137,545
無料施設計見込	(人) 1,930	17,670	17,800	23,170	16,650	18,740	17,210	4,290	360	280	90	320	118,510

※入園者に係る利用者数のカウント方法
 ・職員による園内巡回時にカウント(教養者等)
 ・利用者からの申請による把握(学校遠足・施設見学)

3 各業務の実施計画に関すること。

(1)利用提供業務に関する実施計画（公園施設の利用の期間及び時間等及び具体的な利用提供業務の実施計画

施設名		期間	時間	利用提供業務の実施計画
公園		夏期 4～11月	6時30分～21時00分	散策、遠足、ジョギング、マラソン等の園内一般利用
		冬期 12～ 3月		散策、歩くスキー等の園内一般利用
駐車場		夏期 4～11月	6時30分～21時00分	5箇所の駐車場の利用
		冬期 12～ 3月		南駐車場と西駐車場はクローズ
水泳プール		4月1日～3月31日 (1月4日から3月11日まで整備のため休場)	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用（競泳用、飛び込み用）
体育館（メイン・サブアリーナ）		4月1日～3月31日	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用（バスケットボール、バレーボール、テニス、バドミントン他）
テニスコート		4月23日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用又は一部利用
サッカー場	人工芝	4月23日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用
	天然芝	令和5年度は芝生養生のため休止		
ラグビー場		6月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用（B面のみ1面）
軟式野球場		5月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用
硬式野球場		5月1日～10月31日	9時00分～17時00分	全部利用
陸上競技場	トラック	5月1日～11月23日	9時00分～17時00分	全部利用又は個人利用
	インフィールド	5月1日～10月31日		
合宿所		4月1日～3月31日	15時00分～10時00分	個人・団体利用

■利用時間延長について

全部利用（団体利用）の利用申し込みがあった場合は、上記表の期間の5時00分～9時00分と17時00分～23時00分の利用時間の延長をします。

■休館日について

年末年始の12月29日から1月3日まで

プール及び体育館は、月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）。ただし、全部利用の申し込み及び企画事業（18時～20時の間）の開催があった場合又は特別な事由がある場合は、開場します。

■その他

上記表の期間、時間であっても、施設設備の法定点検・修繕等整備が必要な場合は、施設設備点検・整備日とすることがあります。

記載事項以外については、別途、協議します。

(2)利用促進業務に関する実施計画（利用促進のための事業の実施計画及び利用者数の見込み等）

■広報活動

項目	活動計画			
	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
行事予定表の作成・配布	1,000部作成し、江別市民体育館等に配布します。	1,000部作成し、江別市民体育館等に配布します。	1,000部作成し、江別市民体育館等に配布します。	1,000部作成し、江別市民体育館等に配布します。
行事予定表及び空き日情報のFAX・郵送提供	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。	利用団体等に情報提供します。
利用案内のPRチラシ配布	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。	近隣の大学、高校、中学校に平日の利用をPRと企画事業等のチラシを配布します。
企画事業等のPR	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRしました。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRしました。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRしました。	各種教室等の企画事業をHP、Twitter、Instagram、館内掲示板等でPRしました。
ホームページ上での行事予定及び利用案内の掲載	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。	ホームページの更新を行い、行事予定等を掲載します。

■企画事業等

事業名	実施時期	参集範囲 (人)	事業概要
テニス教室	4～3月	75人	テニスの基本技術の習得とゲームの進め方を指導します。
体操・新体操教室	4～3月	480人	広いマットの上やトランポリンなどを使い、身体を動かし楽しくリズムカルに体力づくりを指導します。
ヨガ教室	4～3月	48人	呼吸法、ポーズの指導をします。
成人水泳教室	4～12月	864人	4泳法の習得水中運動を行い、健康増進・体力づくりの指導をします。
ピラティス教室	4～3月	120人	呼吸法、ポーズの指導をします。
サッカー教室	4～3月	480人	幼稚園児から小学生を対象に、ボールでの各種運動からゲームの中での技術・判断といった実践的な技術を指導します。
体育教室	4～3月	120人	小学生を対象に様々な運動を通して体の使い方や運動神経を伸ばしていきます。
バスケットボール教室	4～3月	660人	小学生、中学生を対象にレバンガ北海道より講師を招いて教室を開催します。
走り方教室	5月	160人	北翔大学陸上部監督及び部員による小学生を対象に走り方を指導します。
全道熟年テニス大会	6月	160人	熟年選手による大会を開催します。
少年少女のっぼろ野球まつり	7月	420人	野球未経験者や初心者を対象に、キャッチボールや野球教室等を行い、野球に接してもらいイベントを開催します。
北海道ジュニアラグビー選手権大会	8月	1,000人	ラグビー協会加盟の全道の小中学生チームによる大会を開催します。
トランポリン教室	8月	10人	小学生を対象にトランポリンを使った体力づくり教室を開催します。
2023水泳の日兼特別泳力認会	8月	300人	(公財)日本水泳連盟が水泳の普及・発展、競技力向上、水泳文化の構築を目的に全国展開するイベントと日本水泳連盟資格認定会を実施し、スポーツによる社会貢献活動を行います。
ジュニア陸上クリニックアウトドア	10月	60人	北翔大学陸上部監督及び部員により、近隣の中学校陸上部生徒に走り方等の指導します。
親睦少年軟式野球大会	10月	400人	少年軟式野球連盟加盟の小学生チームによる大会を開催します。
ジュニア陸上クリニックレベルアップインドア	2月	60人	北翔大学陸上部監督及び部員により、近隣の中学校陸上部生徒に走り方等の指導します。
のっぼろティーボール大会	2月	300人	野球に関するTボールを通じて野球に興味を持ってもらう野球普及活動と冬期間のスポーツの場を作るイベントとし大会を行います。

事業名	実施時期	参加人数	事業概要
雪中ラグビー大会	2月	300人	小学生を中心に、雪中でのラグビー大会を開催します。
スポーツ教室 テニス大会	3月	20人	教室受講生による大会を開催します。
新体操発表会	3月	200人	教室受講生による大会を開催します。
完歩・完走記録証の発行	4～11月	30人	園内をウォーキングやジョギングをしている方に走歩・走破した距離を記録証として発行します。
遊泳記録証の発行	4～3月	30人	プールで遊泳している方に泳いだ距離を記録証として発行します。
パークフロントフェスティバル	5～10月	300人	北海道グルメの発信（キッチンカー）や体験型のイベントを開催し近隣区域の交流活性化を図る。
ロビークラフト教室	7月	20人	公園内にある素材を使って、写真たて等を作る工作教室を開催します。
クリスマス会	12月	40人	小学生体操・新体操教室会員を対象にクリスマスのイベントを開催します。
松ぼっくりひなづくり教室	2月	30人	公園内にある素材を使って、ひな人形を作る教室を開催します。
原始林クロスカントリー大会	9月	1,000人	（一財）江別市スポーツ振興財団と共催し、原始林クロスカントリー大会を開催します。
陸上教室	10月	40人	一財）江別市スポーツ振興財団と共催し小学生を対象に右代啓祐選手による陸上教室を開催します。
冬道走行訓練	1月	100人	野幌運動公園利用者が利用するJR北海道（株）が運航する路線バスの安全性の向上を図り、施設の利用促進と利便性アピールするための共催します。
スノーランタン鑑賞会	2月	200人	園路にスノーランタンを設置し、教室受講生や施設来場者に楽しんでもらいます。
のっぼろ スノーランド	3月	1,500人	公園内に道道排雪を再利用しゲレンデを作り、家族連れに雪あそびを楽しんでもらいます。
施設の整備	4～11月	400人	各施設の利用団体との協力体制によりオープン前、クローズ後のコート等の整備を行います。
野の花の丘の整備	5～10月	50人	道立公園植生研究会のボランティア活動により、野の花の丘の整備を実施します。
花壇の整備	6月	60人	地域住民及び利用団体参加による花壇の整備を実施します。
園内清掃作業	9月	40人	近隣住民のボランティアとの協力で園内清掃作業を実施します。
合計	36事業	10,077人	

(3)維持管理業務に関する実施計画（施設、設備及び備品等の修繕、補修等の実施計画）

- ①植物等維持管理業務
- ②野球場整備業務
- ③電気・機械設備等の小破修繕
- ④テニスネット等備品の修繕

(4)保守点検業務に関する実施計画（定期及び随時の点検・整備等の実施計画）

項 目	委託実施		職員実施	
	点検月	回数等	点検月	回数等
ボイラー保守点検	6月	9基×1回		
煤煙濃度測定	9、3月	4基×2回		
消防用設備保守点検	9、3月	2回		
防火対象物点検	11月	1回		
エレベーター保守点検	6月	1回	9、12、3月	3回
飲料水水質検査	9、3月	2回		
貯水槽清掃	10月	1回		
汚水槽清掃	10月	1回		
空気環境測定	5、7、9、11、1、3月	6回		
ネズミ・昆虫等防除	一斉防除5、11月	2回		
	4、6、8、10、12、2月	6回		
屋内放送設備保守点検	12月	1回	4、8月	2回
屋外放送設備保守点検	4月	1回		
飛込板取付点検			3月	1回
合宿所風呂ろ過フィルター交換	改修工事によるろ過設備更新でフィルター交換の必要がなくなりました			
重油タンク漏洩検査	3年以内に実施 (令和7年度に予定)			
電気工作物保守点検	毎月	12回		

項目	委託実施		職員実施	
	点検月	回数等	点検月	回数等
電話設備保守点検	毎月	12回		
電気設備運転保守管理		12月		
特殊建築物等定期調査	3年以内毎に実施 (令和5年度に予定)			
機械設備運転保守管理		12月		
機械警備		2箇所×12月		
合宿所給湯管高周波洗浄業務	9月	1回		
硬式野球場スコアボード 保守点検業務	4月	1回		
第一種機器漏洩点検			6月、9月、12月、 3月	4回

(5)清掃・警備業務に関する実施計画（日常及び定期的を実施する大規模な清掃、警備等の実施計画）

①園内の清掃

巡回による清掃、ゴミの回収等

②総合体育館の清掃

プール、メイン・サブアリーナ、館内各室、トイレ、廊下の清掃、ゴミの回収等

③合宿所の清掃

館内各室、トイレ、廊下の清掃、ゴミの回収等

④テニスコート、ホッケー・サッカー場、陸上競技場、ラグビー場の清掃

巡回による清掃、ゴミの回収等

⑤臨時清掃

大会利用等で通常より汚れが激しい場合の清掃

⑥園内の巡回警備

安全の確保のための園内巡回警備、門扉の施錠、開錠

⑦総合体育館の夜間機械警備

夜間機械警備、パトロールカーによる巡回警備

⑧合宿所の夜間警備

機械警備

⑨夜間臨時閉場業務

合宿所の利用者の食堂利用がある場合等の臨時警備

(6)その他必要な事項に関する実施計画

①除雪、排雪業務

進入路、駐車場等の除雪及び排雪

②屋外トイレ専用機器点検業務

③プール競泳用自動審判計時装置保守点検業務

4 業務仕様書

別添業務仕様書のとおり

別添業務仕様書

業務仕様書

業 務 名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
清掃業務	委託	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	別紙業務仕様書のとおり
警備業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
夜間臨時閉場業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
機械設備及び電気設備運転保守管理業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
電気工作物保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
電話設備保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
放送設備保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
エレベーター保守点検業務	"	令和5年4月1日から令和5年3月31日まで	"
消防用設備保守点検業務	"	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで	"
屋外トイレ専用機器点検業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
空気環境測定業務	"	令和5年5月1日から令和6年3月31日まで	"
ネズミ・昆虫等防除業務	"	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	"
飲料水水質検査業務	"	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで	"
競泳用自動審判計時装置保守点検業務	"	令和5年5月1日から5月31日まで	"
野球場整備業務	"	令和5年5月1日から10月31日まで	"
一般園地他芝刈り業務	"	令和5年5月1日から10月31日まで	"
ボイラー性能検査準備整備業務	"	令和5年6月1日から6月30日まで	"
ボイラー煤煙測定業務	"	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで	"
除雪業務	"	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで	"
貯水槽清掃業務	"	令和5年10月1日から10月31日まで	"
汚水槽清掃業務	"	令和5年10月1日から10月31日まで	"

清掃業務仕様書

この仕様書は、清掃業務の大要を示したものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で、甲が美観上及び建物の清掃管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 清掃業務の内容及び勤務時間

(1)業務の実施に当たっては、原則、甲が定める清掃作業実施項目により行うこと。

(2)清掃期間

①体育館及び合宿所は、4月1日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日は除く）。

②公園内施設の清掃期間は下記のとおり

テニスコート 4月23日から11月23日まで

人工芝ホッケー場 4月23日から11月23日まで

天然芝ホッケー場 芝生養生のため休止

陸上競技場 5月1日から11月23日まで

野球場（硬・軟） 5月1日から10月31日まで

ラグビー場 6月1日から10月31日まで

上記以外の園内 4月23日から11月23日まで

③簡易除雪は、4月1日から20日まで及び12月1日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日は除く）

(3)勤務時間は、

①午前7時30分から午前11時30分まで

ア. 4月1日から12月28日まで（11月24日から11月30日まで及び月曜日は除く） 3名

イ. 11月24日から11月30日まで及び翌年1月4日から3月31日まで（1月9日から1月31日までの月曜日は除く） 2名

ウ. 4月3日から11月22日までの月曜日及び翌年1月10日から1月31日までの月曜日 4名

エ. 12月6日から12月28日までの月曜日 5名

②午前7時30分から午後2時30分まで（午後12時から午後1時は除く）

ア. 4月1日から11月30日まで 1名

③午前7時30分から午後4時30分まで（午後12時から午後1時は除く）

ア. 4月3日から11月22日までの月曜日及び11月24日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日までを除く） 1名

状況によっては、所長が指示する時間勤務すること。

3 報告

業務実施中、忘れ物・不審物等や施設設備及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ち

に所長に報告すること。

4 一般事項

この業務に当たっては、衛生面や火気取締りに留意するとともに、甲の業務に支障のないよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 塵芥を飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類の取り扱いに注意し、工作物・備品等を破損しないこと。
- (3) 火気の手扱いは十分注意し、消防法第2条第1項第7号に規定する危険物は、絶対に使用しないこと。
- (4) 電気又は水道の使用に当たっては、極力節約するように努めること。
- (5) その他、細部の事項については、所長の指示に従うこと。

5 常駐清掃業務

- (1) 床の清掃は、真空掃除機又はモップでほこりを取り除き、床の汚れが著しいときは、水又は中性洗剤を使用して汚れを取り除くこと。また、じゅうたんの床は、真空掃除機でほこりを取り除くこと。
- (2) 机・椅子・棚等は、塵芥を除去し汚れを拭き取ること。
- (3) 灰皿は、きれいに水洗いの上、水を拭き取り1箇所に集積すること。但し、喫煙所に備え付けてあるスモーキングスタンドは、灰を除去し水拭きして定位置に置くこと。
- (4) 塵芥は、ビニール袋等にまとめ飛散しないようにして塵芥集積所に置くこと。
- (5) 壁、窓枠、腰、柱、階段、手摺等は、手の届く範囲内で塵芥を払い必要部分はカラ拭きすること。
- (6) 玄関マットは、常に泥を取り除くこと。
- (7) 各出入口の戸については、ガラス面は乾いた布で磨きガラス以外の部分は状況に応じてカラ拭き又は水拭きをすること。
- (8) 配管、配線及び給油タンク等は、手の届く範囲内で塵芥を払うこと。
- (9) 茶殻、吸殻等は所定の場所に捨て、容器は水洗いし定位置に置くこと。
- (10) 便所の汚物入れは、汚物を容器から取り出して所定の場所に捨て、容器の内外を丁寧に水洗いし消毒して定位置に置くこと。
- (11) 便器と手洗い器は、丁寧に水洗いして薬品により洗浄すること。
- (12) トイレトペーパー及び石鹼液等は常に補充し、利用に差し支えないようにすること。
- (13) ドアのノブは、石鹼水により拭き、金具類は、金属磨きにより磨くこと。
- (14) ロッカー室の床は、モップ類で拭き、カビが発生した場合は、スノコを取り外して洗剤により水洗いすること。
- (15) 採暖室の床は、モップ類で拭き、腰掛け等は、水拭きすること。
- (16) 浴室・浴槽は、丁寧に洗剤により水洗いをし、浴槽については、週に1回アルコールで消毒すること。
- (17) 玄関付近及び特に通行の激しい部分の仕上げ清掃は、毎朝開場前（利用前まで）に終わらせておくこと。
- (18) スリッパの清掃を行うこと。
- (19) 合宿所のテーブル・椅子等は、水拭きすること。

(20) 合宿所の浴室は、浴槽・洗い場や風呂桶等を洗剤で丁寧に水洗いし、脱衣所の床は、モップ等で拭き、カビが発生した場合は、洗剤により水洗いすること。

(21) 硬式野球場及び陸上競技場のシャワー室は、洗剤により丁寧に水洗いすること。

(22) 清掃中は、マスク、手袋等を着用し、身体の保護に努めること。

(23) その他、所長が指示する業務を行うこと。

6 特別清掃業務

(1) ビニールタイル等の床は、モップ等により塵芥を除去し、汚れを洗剤等で取り除いた上、ワックスを塗布しポリッシャーにより研磨すること。

(2) 磁器タイル等の床は、モップにより水洗いし、汚れが激しいときには、洗剤により水洗いすること。

(3) 扉、階段等の金属部分は、磨き粉により磨くこと。

(4) 窓等のガラスは、洗剤により汚れを取り除くこと。

(5) ブラインドは、ハタキで塵芥を取り除くこと。特に汚れの激しいときには、水洗いすること。

(6) 壁又は柱面、蛍光灯は、ハタキで塵芥を取り除きカラ拭きすること。

(7) ロッカー室のスノコは、取り外して表面及び裏面を洗剤により水洗いすること。

(8) プールは、ロボットにより清掃を行い、フィルター内のゴミも処理すること。

(9) プール水の取り換え時のプール清掃は、プールサイドの床及びプール槽内（競泳、飛び込み）のタイルを洗剤により水洗いすること。

7 公園内清掃作業

(1) 公園内の清掃は、毎週1回以上行うこととし、ガラスの破片及び空きビン類は、特に注意して除去すること。肩かごのゴミ及び灰落としの吸殻等は、速やかに除去すること。

(2) 雨水樹の泥上げ除去を行うこと。

(3) 大沢川の流水の状態に常に注意し、泥溜まりが生じたときは、甲又は業務担当者に報告し、その指示に従うものとする。

(4) 公園内施設は、開放期間前の準備清掃及び開放期間終了後の後清掃をすること。

8 臨時清掃業務

臨時清掃については、利用状況により清掃人員、範囲、時間等をその都度決めることとし、業務終了後は、必ず検査を受けること。

9 その他の業務

(1) 冬季間において指定する箇所の簡易な除雪を行うこと。

(2) 合宿所においては、宿泊室及び野球場の鍵を甲が定める鍵受渡簿に記録した上、鍵の貸し出し、返還を行うこと。

(3) 野球場及びテニスコートや陸上競技場において、早朝に大会等利用がある場合には、開鍵について対応すること。

(4) 園路は落葉が多いため除去し、特に秋は注意すること。また、グレーチングやマンホール付近は重点的に行うこと。

(5) 春の開園及び冬の閉園の準備

・園路に設置されている車止めは、春の開園前に取付を行い、冬期閉園前に撤去すること。

・テニスコートの支柱及びネットはシーズン前に設置し、シーズン終了後撤去すること。
上記作業時には、設置する箇所の清掃を行い、ゴミ、落葉等を除去すること。

10 報告書の提出

毎日、業務終了後に業務報告書（日誌）を所長に提出すること。

11 貸与物品及び経費の負担

（1）甲からの貸与物品は、次のとおりとする。

① プール清掃ロボット 1台

② 人工芝用スィーパー 2台

③ 除雪機 1台

（2）その他業務を遂行する上で、必要な消耗品及び清掃用具一式は、乙の負担とする。

12 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

令和 年 月 日 (曜日) 天候

【公園内清掃】

清掃日誌

所長	副所長	課長・主幹	係長・主査	係

業務責任者	他 名

清掃場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
及び芝公園	ホッケー場人工	ホッケー場天然	ラケットコート	テニスコート	テニスコートハウス	軟式野球場	陸上競技場	多目的広場	体育館及び	中央公園	及び野球場	及び野球場	及び野球場	及び野球場	休養所・便所	大沢川								
清掃業務	2/月	2/月	1/月	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/日	1/週	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/年								
1 一般清掃	2/月																							
2 コミ籠の清掃																								
3 灰落としの清掃																								
4 スイーパー清掃	2/月			1/週					1/日					1/日										
5 窓台、柱、手摺等の空拭き																								
6 鏡、壁面の清掃(低所)					1/週										1/週									
7 机、椅子、棚等の水拭き					1/週																			
8 トイレ、ベーパー等補充、汚物処理																								
9 金物黴出し																								
10 ガラス拭き																								
11 壁、蛍光灯等スス払い																								
12 洗剤水洗い																								
13 水路清掃																1/年								
14 テニスコート清掃整備																								
15 便器、手洗器等の水洗い																								
16 ダグアウト椅子等の清掃						1/月																		
17 排水トラップ清掃消毒																								
18 雨水桝の泥除去(園内全般)																								
19 池清掃																								
20 公園内施設冬囲い																								
21 公園内簡易除雪(冬期間)																								

随時/日

備考

※ ○印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

令和 年 月 日 (曜日) 天候

【体育館清掃】

清掃日誌

他 名

所長	副所長	課長・主幹	係長・主査	係

業務責任者

清掃場所	清掃業務	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1 床清掃		適時	1/週	1/週	2/週	2/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	2/週	1/週	1/日				トイレ			レスト ・給湯室 ・給湯室	1/週	
2 床清掃(水拭き・洗剤使用)		適時			2/週		1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週			1/日	1/日	1/日						
3 窓台、柱、棚、手摺等の空拭き		適時			2/週		1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週	1/週	1/日						1/日			
4 屑かご、灰簍などの処理		適時	1/週	1/週	2/週					1/日			1/日	1/日	1/日						1/日			
5 鏡、壁面の清掃(低所)																								
6 石鹸水、トイレトペーパー補充、汚物処理																								
7 便器、手洗器等の水洗い																								
8 足洗いの清掃																								
9 マットの清掃										1/日														
10 浴室、湯ふねの清掃																								
11 机、椅子、棚等の水拭き			1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週	1/週	1/日									
12 スリッパの清掃																								
13 床清掃(フックス塗布)																								
14 ガラス(低所)拭き																								
15 プールロボットによる清掃																								
16 金物艶出し																								
17 スノコ取り外し水洗い																								
18 壁、蛍光灯等スス払い																								
19 排水トラップ清掃消毒																								

備考

※ ○印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

他 名

令和 年 月 日(曜日) 天候

清掃日誌

【合宿所】

清掃場所		1	2	3	4	5	6
清掃業務		事務室・ 給湯室 医務室	宿泊室・ 休憩室	玄 関・ 廊 下 階 段	ロ ビ ー	浴室・ 洗面台	便 所
日常清掃							
1	床清掃	随時	随時	随時	随時	随時	随時
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き	随時	随時	随時	随時	随時	随時
3	屑かご、灰落としの処理	随時	随時	随時	随時	随時	随時
4	鏡、壁面の清掃						
5	痰壺、汚物入れの処理						随時
6	石鹼水、トイレトペーパーの補充					随時	随時
7	便器、手洗器等の水洗い					随時	随時
8	浴槽、洗い場、脱衣室の清掃					随時	
9	風呂桶、マット等の清掃					随時	
10	洗濯機等の清掃					随時	
11	ベッド、机等の水拭き						
12	靴箱、スリッパの清掃						
13	合宿所周辺簡易除雪(冬期間)	随時					
特別清掃							
1	床清掃(ワックス仕上げ)						
2	床清掃(洗剤使用、水洗い)						
3	天井、壁、蛍光灯等塵払い						
4	ガラス拭き						
備 考							

※ ○印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

令和 年 月 日(曜日) 天候

他 名

清掃日誌

【硬式野球場】

清掃場所		1	2	3	4	5	6	7	
清掃業務		ホ ー ル	ロ ビ ー	本 部 席 等 ・ 選 手 控 室	シャ ワ ー 室	廊 下 ・ 倉 庫	便 所	ス タ ン ド 席	ダ グ ア ウ ト
日常清掃									
1	床清掃	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き		随時	随時	随時	随時			
3	屑かご、灰落としの処理	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
4	鏡、壁面の清掃		随時	随時		随時			
5	痰壺、汚物入れの処理					随時			
6	石鹸水、トイレトペーパーの補充			随時		随時			
7	便器、手洗器等の水洗い			随時		随時			
8	机、椅子等の水洗い	1/年	1/年						
9	スタンド席の水洗い								
10	スタンド席の排水溝清掃								
11	ダグアウト椅子等の清掃							2/週	
備 考									

【陸上競技場】

清掃場所		1	2	3	4	5	6	7
清掃業務		本 部 席 等	玄 関 ホ ー ル	階 器 具 庫	更 衣 室	シャ ワ ー 室	便 所	
日常清掃								
1	床清掃	随時	随時		随時		随時	
2	窓、手摺等の塵払い、空拭き		随時		随時		随時	
3	屑かご、灰落としの処理				随時		随時	
4	鏡、壁面の清掃				随時		随時	
5	痰壺、汚物入れの処理						随時	
6	石鹸水、トイレトペーパーの補充						随時	
7	便器、手洗器等の水洗い						随時	
8	机、椅子等の水洗い	1/年						
9	床清掃(ワックス仕上げ)							
備 考								

※ ○印は清掃実施のほか、点検・確認作業を含む。

所長	副所長	課長・主幹			係長・主査		係	

業務責任者

令和 年 月 日 (曜日) 天候 積雪 cm
 作業時間 時 分 ~ 時 分

他 名

日常除雪日誌

●作業実施内容

- () バス停留所からレストランまでの除雪
- () 体育館裏職員玄関周辺の除雪
- () メインサブアリーナ、プール等非常口からの避難通路の除雪
- () 合宿所付近、通路の除雪
- () 除雪業者による業務終了後の残雪処理
- () 正面ゲート門扉周辺の除雪、遊歩道の除雪
- () 公用車、身障者駐車場周辺の除雪
- () 中央駐車場通路からバス停留所までの除雪
- () 公園入口正面モニュメントの除雪
- () その他職員の指示する場所の除雪
- () 正面玄関、バス停留所、Gトイレの雪掻き
- () Gトイレの清掃

●特記事項

警備業務仕様書

この仕様書は、警備業務の概要を示したものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認められた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務実施時間

(1) 体育館夜間機械警備

基準時間は、17時から翌朝9時までとする。基準時間内において警備対象が無人の状態となり、警備本部が、甲からの機械警備開始の信号を受けたときから業務を開始し、解除の信号を受けたときに終了する。

なお、休館日のときは、無人の状態が続く限り、機械警備業務を実施すること。

(2) 合宿所夜間警備

合宿所の宿泊がないときは、体育館機械警備と同様の機械警備業務を実施すること。

(3) 巡回警備

夏期（屋外施設開放期間）は、南ゲート、東駐車場ゲート、西駐車場ゲートの3箇所を6時30分に開門し、21時に閉門すること。

合宿所に宿泊利用があるときは、それぞれ、23時に閉門すること。

なお、特に指示があるときは、その指示に従うこと。

(4) 臨時警備

必要に応じて日時、内容等を打合せの上、実施決定する。

(5) その他、都合により警備実施時間の変更を必要とする場合は、その都度指示するので、その指示に従うこと。

3 警備業務の内容

(1) 体育館機械警備

① 体育館夜間機械警備は、各種警報警備機器を使用し、一般加入電話回線を利用したオンラインセキュリティシステムとする。また、既設の火災受信盤及び防災盤の状態を確認できるようにすること。

② 総合体育館棟の出入口及び事務室を警戒場所とし、適切な個数の警報機器を設置すること。また、職員通用口に機械警備作動ボックスを設置すること。

③ 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止

警備対象に異常事態が発生したことを感知したときは、警備員が速やかに急行し、災害の拡大防止にあたること。

④ 異常事態発生時における通報及び連絡

異常事態発生時に警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認した後、必要に応じて各関係機関へ通報するとともに、甲が指定する職員に連絡し指示を受けること。

⑤警備開始時の取り扱い

甲の最終退館者は、防災、防犯、その他事故防止上の必要な処置をし、機械警備警報機器を警戒状態にセットし、正常な作動状態を確認した後に職員通用口を施錠して退館する。
乙は、警備対象が機械警備警報機器がセットされ警戒状態になったことを信号により確認して、警備を開始する。

⑥警備終了時の取り扱い

甲の最初の入館者は、入館前に機械警備警報機器を警戒解除の状態にして入館する。
乙は、警備対象が機械警備警報機器が警戒解除になったことを信号により確認して、警備を終了する。

⑦鍵の預託

警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託する。預託された鍵等は、それぞれ厳重に取り扱い保管することとする。

⑧警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行うこと。

(2)合宿所機械警備

①体育館警備に準じた内容で業務を実施すること。

②合宿所の1階及び2階を警戒場所とし、適切な個数の警報機器を設置すること。

また、合宿所正面玄関の外部に、機械警備作動ボックスを設置すること。

(3)公園内巡回警備

①パトロール車による巡回警備及び施設の外周巡回警備（施錠確認を含む）。

②施設設備及び工作物等の異常有無の点検確認。

③不法侵入者・車両及び挙動不審者・車両の取り締まり。

④ゲートの開門及び閉門

⑤屋外施設に設置の自動販売機のシャッターの開閉。

⑥野火、花火等危険行為禁止の注意。

⑦ゲート閉門時の園内進入及び園路・駐車場等の滞在車両の退去指示。

⑧犬の放し飼い、スケートボード等、自転車利用者の危険走行や他者の妨げとなる行為及び周辺住民に迷惑がかかるような行為に対する注意。

⑨屋外トイレの鍵の開閉

4 巡回点検等

(1)乙は、あらかじめ警備巡回経路等を定めた警備業務実施計画書を作成して、甲の承認を得ること。警備業務実施計画書を変更しようとするときも同様とする。

(2)乙は、前項により甲の承認を得た警備業務実施計画書で定める所定の経路により巡回警備を実施すること。

(3)ゲートの閉門時に園内に駐車車両があるときは、閉門する旨を運転者に告げ、車両を移動させること。理由もなくこれに応じない場合は、江別警察署に連絡して出勤を要請すること。

(4)ゲートの閉門時に園内に運転者が不明の駐車車両があるときは、合宿所夜間管理人と連絡を取り、合宿所利用者でないことを判明したときは、甲が発行する注意書きを、その駐車車両

の見やすい位置に貼付するとともに、必要に応じて甲に報告して、指示を受けること。

(5)巡回時の点検事項は、概ね次のとおりとする。

- ①施錠の確認。
- ②電気、水道、火気設備の点検。（煙草の吸殻等の消火確認を含む。）
- ③消灯の確認。
- ④不法侵入者・車両及び挙動不審者・車両の取り締まり。
- ⑤施設設備及び備品等の保全確認。
- ⑥その他、防災・防犯上必要な事項。

5 非常災害時等の措置

火災その他の非常災害・事故等が発生したときは、速やかに随機の措置を行うとともに、利用者の安全確保かつ被害の拡大抑制に努めること。

乙は、甲が示す緊急対応マニュアル（非常時連絡網）に基づき、消防署、警察署等に通報・要請するとともに指定する職員に連絡・報告をすること。

6 その他の事項

警備業務実施にあたっては、特に火気の取り締まりに留意するとともに次の事項についても十分注意すること。

(1)警備業務中は、常に清潔な制服、制帽、白手袋と警笛を着装し、乙の発行する身分証明者を携帯し、夜間の巡回時には、警棒、懐中電灯を着装すること。

(2)警備業務中は、職員及び施設利用者に接する場合の言動等について十分注意すること。

7 報告書の提出

園内巡回警備業務終了毎に、警備報告書を所長に提出すること。

8 経費の負担

貸与物品以外で業務で使用する消耗品及び用具一切は、乙の負担とする。

9 委託期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

夜間臨時閉場業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

(1)機械警備のセット業務。

(2)職員通用口の施錠業務。

(3)総合体育館棟内防災・防犯点検業務（火気の手締り、消灯・施錠確認）。

(4)軽微な利用者対応業務。

(5)その他、所長の指示する業務。

3 業務の実施方法

事務所で待機し、利用者及び食堂従業員が退館した後、上記業務内容の(1)、(2)及び(3)を実施する。

上記業務内容の(4)については、必要に応じて実施する。

4 報告書の提出

毎業務終了後は、業務報告書（別紙）を速やかに所長に提出すること。

5 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

夜間臨時閉場業務報告書

所長	副所長	課長・主幹				係長

年 月 日 (曜日) 天候

引継職員氏名	引継時間	巡視員氏名

点検項目	異常の有無	記 事
不法侵入者の確認	有 ・ 無	
正面玄関・非常口等の施錠確認	有 ・ 無	
窓の施錠確認	有 ・ 無	
電気の消し忘れ確認	有 ・ 無	
火気の確認	有 ・ 無	
利用者対応の有無	有 ・ 無	
利用者退館の確認	有 ・ 無	

特記事項

巡視員退館時間

機械設備及び電気設備運転保守管理業務仕様書

ボイラー設備及び付属機器の運転に当たっては、「昭和鉄工SDA型取扱説明書」の内容及び関係法規を遵守して運転保守管理業務を行うこと。電気設備は、北海道電気保安協会及び電気主任技術者と連携し、且つ関係法規を遵守して運転保守管理業務を行うこと。

この仕様書に記載されていない事項であっても軽微な部分で管理上、必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 機械設備運転保守管理業務の内容

(1)ボイラー設備

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ア 運転操作 | ク 給水ポンプ水量調整 |
| イ 負荷調整 | ケ スチームヘッダー各バルブの開閉操作 |
| ウ 運転作動監視 | コ 各止弁、グラウンド |
| エ 環水槽真空ポンプ水位確認 | サ その他付属機器の注油点検 |
| オ 軟水装置操作、硬度測定 | シ 各機器計器の調整及び記録 |
| カ 缶水ブロー | ス 各機器の振動、異音の有無点検 |
| キ オイルサービスタンク水抜き | セ ボイラー、付属機器周辺の清掃 |

(2)ボイラー及び付属機器の点検整備

- | | |
|-------------|---------------------|
| ア 安全弁 | キ オイルサービスタンク・ストレーナー |
| イ 圧力計 | ク イグニッション・ノズルチップ |
| ウ 水面計 | ケ 制御盤 |
| エ パーナーファン | コ 自動給油装置 |
| オ 各指示計 | サ オイルギャポンプ |
| カ 光電管、採光ガラス | |

(3)ボイラーの定期自主検査記録

ボイラー及び圧力容器安全規則第32条に定める定期自主検査を行い記録し、結果を所長に報告すること。

(4)衛生設備及びポンプ場施設等

- | | |
|------------|-----------------|
| ア 加圧給水装置点検 | カ 水道、蛇口器具点検 |
| イ 各付属機器の運転 | キ 水栓、配管設備点検 |
| ウ 排水ポンプの点検 | ク 各機器の設備箇所周辺の清掃 |
| エ 汚水ポンプの点検 | ケ 屋外散水ポンプの点検 |
| オ 計器類点検 | コ ポンプ場施設の点検整備 |

(5)プール水循環ろ過器設備の運転

- | | |
|------------|--------------|
| ア ろ過器の運転操作 | オ プール水位確認、補水 |
| イ ろ過ポンプの点検 | カ プール配管設備点検 |

ウ ろ過器運転時間確認 キ 残留塩素Phの測定

エ 薬注タンク残量確認補充

プール水の循環ろ過器の運転は、原則としてプールの利用時間帯において連続して行うこと。なお、プール水の水質維持に留意すること。また、甲の指示があったときは、その指示に従って運転すること。

(6) プール水の取り換え

1月上旬から3月上旬にプール水の取り換えを実施する。

(7) プール水、採暖室内浴室浴槽水及び合宿所の浴室浴槽水の水質検査及び管理

プール水、採暖室内浴室浴槽水は、「遊泳用プールの衛生基準について」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」に基づき実施すること。合宿所の浴室浴槽水は、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」等に基づき実施すること。

(8) 館内暖房及びプール棟の換気

ア 外調機の運転操作

ウ 外調機エアフィルターの取り替え洗浄

イ プール室内の温度調節

エ 送排風機の点検

プール棟の換気については、遊離塩素（ガス）を生じさせることのないよう、特に水温を上昇させる場合には十分注意すること。

(9) 床暖房、直暖、貯水槽

ア 温水ヘッダーの圧力、温度点検

エ 露出配管設備の点検

イ 熱交換器の点検

オ 循環ポンプの点検

ウ 直暖パネルヒーターの点検

(10) 「遊泳用プールに関する衛生指導要綱施行細則」に基づき、水質検査を行い、記録するとともに基準値を超えたときは、直ちに所長に報告し指示を受けること。

3 電気設備運転保守管理業務の内容

(1) 電気設備

ア 機器の点検と絶縁抵抗測定

エ 軽易な故障の修理と応急処置

イ 動力・電灯設備の点検

オ 消耗品（蛍光管・電球）等の取り換え

ウ 各種照明の点検・運転・調整

カ 動力制御盤、各分電盤の電源開閉

(2) その他の電気関係業務

ア 毎日、施設内外を巡回し、特に誘導灯や出入口表示灯等は、入念に点検するとともに不良箇所を発見したときは速やかに修理等行うこと。

イ 工事・整備等の記録及び保存整理

ウ 各種測定器、工具類の整理保管

(3) 契約電力量の遵守

契約電力量を遵守するため、各所の電力利用状況についての的確に把握するように努めること。

(4) その他、所長の指示する業務を行うこと。

4 設備運転時間

(1) 4月及び11月から3月までは、午前6時から午後5時まで。

5月から10月までは、午前8時から午後5時まで。

(2)その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

5 配置人員と勤務時間

(1)機械設備運転保守管理員

- ア 第4類危険物取扱(乙種)の資格を有した1級ボイラー技士1名。
- イ 原則として、ボイラー運転時間に合わせ、時差勤務等を行うものとする。
- ウ その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

(2)電気設備運転保守管理業務員

- ア 電気工事士1名
- イ 原則として、電気設備運転時間に合わせ時差勤務等を行うものとする。
- ウ その他、必要に応じて所長の指示する時間までとする。

6 報告書の提出

毎日、業務終了後に業務報告書(日誌)を所長に提出すること。

7 経費の負担

業務を遂行する上で、必要な消耗品及び器具について、運転に係わるものは、甲の負担とし、それ以外のものは乙の負担とする。

8 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

電気工作物保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務内容
甲が別に定める「自家用電気工作物保安規程」によるほか、原則として、別紙「保安管理業務の細則及び基準」により実施すること。
- 3 業務実施日
毎月1回の定期巡回点検
- 4 報告書の提出
毎月の業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。
- 5 委託期間
令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

保安管理業務の細則及び基準

- 1 電気工作物の点検及び測定試験は、原則として下記によって保安規程別紙（点検測定試験）の基準のとおり行うこと。
 - (1)月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、毎月1回行うこと。
 - (2)年次点検は、主として運転を中止して行う点検及び測定試験をいい、年1回行うこと。
 - (3)臨時点検は、異常の発生または発生する恐れのある場合に必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うこと。
- 2 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れのある場合に、乙が行う応急処置の指導は、甲からの電話連絡又は保安職員の派遣により行う。

この場合、甲は乙が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況、その他の情報を的確に乙に連絡する。
- 3 経済産業大臣が、電気事業法第107条第2項に基づいて行う立ち入り検査には、その都度、甲の通知に基づいて乙が保安職員を派遣して立ち会うこと。

電話設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務内容 保守点検業務は、別紙「機器明細書」に記載している機器を対象とし、以下の項目について点検すること。
 - (1) 電子交換機本体及び電話機
 - ①稼働状況の確認
 - ②各種信号音試験
 - ③内線加入者動作試験
 - ④局線発着信試験
 - ⑤架内等清掃点検
- 3 業務実施日 毎月1回の定期巡回点検を基本とする。
実施日時については、野幌公園事務所と事前に打合せをすること。
- 4 報告書の提出 毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。
- 5 委託期間 令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

別紙
機器明細書

番号	品目	数量	単位	摘要
1	BX5200-BSLU2	1	台	IP stageEX300用基本架
2	BX5200-EXLU	1	台	IP stageEX300用増設架
3	BX060-8COT/3	1	枚	8回線用アナログ局線ユニット
4	BX060-16KLC-G	1	枚	16回線用多機能内線ユニット
5	BX060-16SLC	1	枚	16回線用一般内線ユニット
6	BX060-8SLC	1	枚	8回線用一般内線ユニット
7	BX060-VAST	1	枚	PB受信トランクユニット
8	MKT/R-300K/S	10	台	標準30ボタン多機能電話機
9	MKT/R-300KPS	1	台	アナログ停電用30ボタン多機能電話機
10	HI-P6A-YA	20	台	沖電気製品

放送設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

(1)総合体育館（事務所、メイン・サブアリーナ、プール）の設備点検

①音響調整卓

- ・総合動作点検（音声入出力動作確認、スピーカー拡声動作確認、スピーカー取付状況確認、機器動作確認）
- ・周波数特性、S/N比、歪率、レベル測定

②機器収納架

- ・総合動作点検
- ・電力増幅器 周波数特性、S/N比、歪率、レベル測定
- ・ワイヤレス受信機 デッドポイントのチェック、拡声テスト
- ・各種再生機器 再生動作確認
- ・入力・出力部 導通動作確認
- ・端子盤、端子台ユニット 端子接点部増し締め等

③スピーカー（各メインスピーカー、観客席・モニタースピーカー）

- ・拡声動作試験、外観目視点検
- ・取付け状況確認、ネジ・ボルト増し締め、試聴点検

④スピーカーコンセント

- ・導通動作確認

⑤デジタルマルチプロセッサ

- ・動作確認

⑥ワイヤレス受信機

- ・デッドポイントのチェック、拡声テスト

(2)陸上競技場、硬式・軟式野球場、テニスコート、人工芝・天然芝ホッケー場、ラグビー場の設備点検

①総合動作点検（音声入出力動作確認、スピーカー拡声動作確認、スピーカー取付状況確認、機器動作確認）

3 業務実施日

4月（屋外放送設備）、12月（屋内放送設備）の点検を基本とする。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

4 報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

5 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

エレベーター保守点検業務仕様書

この仕様書本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

本業務については、昇降機検査資格者が点検を実施すること。

また、今年度においては、特殊建築物等定期調査の内容内容に沿った点検を実施すること。

3 点検項目（詳細は別紙）

(1)機械室

(2)共通

(3)かご室

(4)かご上

(5)乗り場

(6)ピット

4 業務実施日

年1回（6月）の定期巡回点検とする。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

5 報告書の提出

業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

6 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

【別 紙】

点検項目

- 1 機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）
 - (1)救出装置
 - (2)制御器
 - ①開閉器及び遮断器
 - ②接触器、継電器及び運転制御用基板
 - ③ヒューズ
 - ④絶縁：電動機の回路（300V以下）、制御回路等の150V以下の回路
 - ⑤接地
 - (3)巻上機
 - ①綱車または巻胴
 - ②軸受
 - ③ブレーキ
 - (4)そらせ車
 - (5)電動機
 - (6)駆動装置等の耐震対策
 - (7)速度 定格速度 45m/min
- 2 共通
 - (1)かご側調速機
 - (2)主索及び鎖
 - (3)主索及び鎖の張り
 - (4)主索及び鎖及び調速機ロープの取付部
 - (5)はかり装置
 - (6)戸開走行保護装置
 - (7)地震時等管制運転装置
 - (8)落下防止装置
- 3 かご室
 - (1)かごの壁または囲い、天井及び床
 - (2)かごの戸及び敷居
 - (3)かごの戸のスイッチ
 - (4)床合わせ補正装置及び着床装置
 - (5)かご操作盤及び表示器
 - (6)外部への連絡装置
 - (7)かご内の停止スイッチ
 - (8)用途、積載量及び最大定員の標識
 - (9)かごの照明装置

消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

本業務においては、消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検及び結果報告をするために、実施する。

消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(昭和50年4月1日消防庁告示第3号)、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」(平成元年12月1日消防庁告示第4号【平成14年3月12日にそれぞれ一部改正】)により実施すること。

3 業務対象設備(詳細は別表)

(1)消火器具

(2)屋内消火栓設備

(3)スプリンクラー設備

(4)ハロゲン化物消火設備

(5)自動火災報知設備

(6)非常警報設備

(7)誘導灯・誘導標識

(8)排煙設備

(9)防排煙制御設備

(10)非常電源(自家発)

(11)非常電源(蓄電池)

4 業務実施日

原則として総合点検は、9月、機器点検は、3月に実施すること。

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

5 報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

なお、総合点検業務の点検結果報告書については、所轄の消防署長に報告書提出を代行すること。

6 委託期間

令和5年 9月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

消防用設備点検項目概要一覧表

区分	総合体育館	合宿所
消火器具	設置状況 表示・標識 消火器の外形 消火器の内部等・機能（加圧式粉末消火器3個、蓄圧式粉末消火器48個）	設置状況 表示・標識 消火器の外形 消火器の内部等・機能（加圧式粉末消火器2個、蓄圧式粉末消火器17個）
屋内消火栓設備	水源（貯水槽RC床下水槽46㎡） 加圧送水装置（電動機の制御装置、起動装置、電動機、ポンプ、呼水装置（呼水槽100%型）、性能試験装置） 配管等 屋内消火栓箱等（消火栓14台、ホース15m×2本×14箇所） 耐震措置 ポンプ方式（起動性能等、放水圧力、放水量） 配線	水源（貯水槽RC床下水槽） 加圧送水装置（電動機の制御装置、起動装置、電動機、ポンプ、呼水装置（呼水槽100%型）、性能試験装置） 配管等 屋内消火栓箱等（消火栓14台、ホース15m×2本×10箇所） 耐震措置 ポンプ方式（起動性能等、放水圧力、放水量） 配線
スプリンクラー設備	水源（貯水槽RC床下水槽46㎡） 加圧送水装置（電動機の制御装置、起動装置、電動機、ポンプ、呼水装置（呼水槽100%型）、性能試験装置） 配管等 送水口 スプリンクラーヘッド 流水・圧力検知装置 耐震措置 閉鎖型スプリンクラー設備 配線	
ハロゲン化物消火設備	蓄圧式ハロゲン化物消火剤 貯蔵容器等10本 操作管・逆止弁 起動装置 警報装置 制御盤 配管等 配管の安全装置等 消火剤等排出措置 放出表示灯 噴射ヘッド 防護区画 非常電源（内蔵型） 耐震措置 全域放出方式（警報装置等） 配線	
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型） 受信機・中継器 感知器（差動式空気管式26個、差動式スポット型103個、定温式スポット型145個、煙式スポット式光電式非蓄積101個、煙式分離型光電式非蓄積9個） 発信機25個 音響装置28個 蓄積機能 同時作動 煙感知器等の感度 地区音響装置の音圧 総合作動 配線	予備電源・非常電源（内蔵型） 受信機・中継器 感知器（差動式スポット型70個、定温式スポット型28個、煙式スポット型光電式非蓄積14個） 発信機10個 音響装置15個 蓄積機能 同時作動 煙感知器等の感度 地区音響装置の音圧 総合作動 配線

区分	総合体育館	合宿所
消防機関へ通報する火災報知設備		火災通報装置（予備電源、本体、遠隔起動装置） 消防機関へ通報する火災報知設備（発信機、標識） 配線
非常警報設備	非常電源（内蔵型） 放送設備（起動装置、増幅器等、スピーカー） 音響装置・スピーカーの音圧 総合作動 配線	非常電源（内蔵型） 放送設備（起動装置、増幅器等、スピーカー） 音響装置・スピーカーの音圧 総合作動 配線
誘導灯・誘導標識	誘導灯（避難口誘導灯A級7台・B級21台、通路誘導灯B級4台、廊下通路誘導灯C級20台） 誘導標識（避難口4枚、通路2枚） 配線	誘導灯（避難口誘導灯大特形9台・中形3台・B級10台、通路誘導灯中形2台） 誘導標識（避難口4枚） 配線
排煙設備	排煙口・給気口 風道 電動機の制御装置 起動装置 排煙機・給気機 排煙出口 電動機の運転電流 運転状況 回転羽根 配線	
防排煙制御設備	予備電源・非常電源（内蔵型） 連動制御器・連動中継器 手動開閉装置（13箇所） 自動起動装置（感知器ヒューズメタル等） 自動閉錠装置（防火扉3箇所、シャッター20箇所、ダンパー23箇所、垂れ壁3箇所） 音響装置 同時作動 煙感知器感度 総合作動 配線	予備電源・非常電源（内蔵型） 連動制御器・連動中継器 手動開閉装置 自動起動装置（感知器ヒューズメタル等） 自動閉錠装置（防火扉4箇所、シャッター3箇所、ダンパー4箇所、垂れ壁8箇所） 音響装置 同時作動 煙感知器感度 総合作動 配線
非常電源（自家発電設備）	設置状況 表示 自家発電装置 始動用蓄電池設備 制御装置 保護装置 計器類 燃料容器等 冷却水タンク 排気筒 配管 結線接続 接地 始動性能 運転性能 停止性能 耐震措置 接地抵抗 絶縁抵抗 負荷運転 切替性能	設置状況 表示 自家発電装置 始動用蓄電池設備 制御装置 保護装置 計器類 燃料容器等 冷却水タンク 排気筒 配管 結線接続 接地 始動性能 運転性能 停止性能 耐震措置 接地抵抗 絶縁抵抗 保護装置 負荷運転 切替性能

区分	総合体育館	合宿所
非常電源（蓄電池設備）	設置状況 蓄電池 充電装置 結線接続 制御装置 耐震措置 絶縁抵抗 容量 切替装置 電圧計・周波数計 警報動作 減液警報装置 液漏れ警報装置 電圧調整範囲 負荷電圧補償装置 タイマー	設置状況 蓄電池 充電装置 結線接続 制御装置 耐震措置 絶縁抵抗 容量 切替装置 電圧計・周波数計 警報動作 電圧調整範囲 負荷電圧補償装置 タイマー

屋外トイレ専用機器点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務対象物
屋外トイレ（6箇所）及びテニスコートクラブハウス内トイレ。
消臭機器（エアフレッシュナー）の設置内訳は、別表のとおり。
- 3 業務内容
(1)異臭等の有無の点検・調査及び処置。
(2)薬剤・香料・脱臭剤・電池の交換。
- 4 業務実施方法
(1)A・Bトイレ及びテニスコートトイレは、5月から11月まで7カ月設置すること。
(2)C・D・Eトイレは、5月から10月まで6カ月設置すること。
(3)Gトイレは、4月から翌年3月まで設置すること。
(4)機器の薬剤、香料等の消耗品は、2カ月ごとに交換すること。
- 5 報告書の提出
毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。
- 6 故障の修復
液漏れ・器具の不良・いたずら等により故障したときは、速やかに修復すること。
また、その費用は本委託の範囲で実施すること。
- 7 委託期間
令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

【別 表】

屋外トイレ専用機器設置内訳表

取付場所		エアフレッシュナー 設置台数	期 間	
Aトイレ (陸上競技場)	男子	1台	5月から11月まで	
	女子	1台		
	身障者	1台		
Bトイレ (人工芝・天然芝ホッ ケー・サッカー場)	男子	1台		
	女子	1台		
	身障者	1台		
テニスコート内トイレ	男子	1台		
	女子	1台		
Cトイレ (ラグビー場)	男子	1台		5月から10月まで
	女子	1台		
Dトイレ (軟式野球場)	男子	1台		
	女子	1台		
	身障者	1台		
Eトイレ (南駐車場)	男子	1台		
	女子	1台		
Gトイレ (総合体育館前)	男子	1台	4月から翌年3月まで	
	女子	1台		
	身障者	1台		
合 計		18台		

空気環境測定業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

別途指示する箇所（13箇所）で1日2回測定し、各測定値と平均値を算出して測定結果を出すこと。

3 業務実施日

5月、7月、9月、11月、1月、3月とする。実施日時については、甲と事前に打合せすること。

4 測定器具

測定に必要な器具は、受託者で用意すること。

5 報告書の提出

毎業務終了後は、測定結果報告書を速やかに所長に提出すること。

6 委託期間

令和5年 5月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

ネズミ・昆虫等防除業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

足跡調べ等から、ネズミ・昆虫等の種類、生息数を推定把握して駆除に必要な計画を立て、安全且つ完全を主眼に適切な薬剤を選択して、所長に安全性・散布箇所・散布数量を十分に説明して了解を得た上で実施すること。

ネズミ・昆虫等の一斉防除施行は、年2回（5月、11月）とする。4月、6月、8月、10月、12月、2月は、生息状況等の点検を実施すること。

実施日については、甲と事前に打合せすること。

3 報告書の提出

毎業務終了後は、点検結果報告書を速やかに所長に提出すること。

4 委託期間

令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

飲料水水質検査業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

検査は、水質基準に関する省令の定める方法により行い、検査結果を出すこと。

(点検項目は、別表のとおり)

3 検体は、総合体育館プール更衣室の給水と給湯、合宿所風呂場の給湯の3箇所から採水すること。

4 業務実施日

(1)一般検査及びトリハロメタン検査他 9月

(2)精密検査 3月

(3)実施日時については、甲と事前に打合せすること。

5 報告書の提出

毎業務終了後は、検査結果報告書を速やかに所長に提出すること。

6 委託期間

令和5年 9月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

【別 表】

水質検査項目表

項 目	9月検査内容	3月検査内容
一般細菌	○	○
大腸菌	○	○
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	○	○
塩化物イオン	○	○
有機物（TOCの量）	○	○
pH値	○	○
味	○	○
臭気	○	○
色度	○	○
濁度	○	○
鉛及びその化合物		○
亜鉛及びその化合物		○
鉄及びその化合物		○
銅及びその化合物		○
蒸発残留物		○
シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
クロロ酢酸	○	
クロロホルム	○	
ジクロロ酢酸	○	
ジブロモクロロメタン	○	
臭素酸	○	
総トリハロメタン	○	
トリクロロ酢酸	○	
ブロモジクロロメタン	○	
ブロモホルム	○	
ホルムアルデヒド	○	
残留塩素	○	○

競泳用自動審判計時装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 業務場所 野幌総合運動公園

2 点検対象機器

(1)自動審判計時装置	1台
(2)タッチセンサープレート板	18枚
(3)着順表示装置（8位表示）	1式
(4)場内案内表示装置	2台
(5)スタート合図装置	1式
(6)各コースレーンボックス	17個
(7)各種接続ケーブル及びコネクタ類	1式
(8)スターティングブロック	16台

3 点検内容

(1)総合点検

- ①外観及び環境状況
- ②操作又は表示機能の円滑動作確認
- ③全機能性能の確認
- ④収納の周囲環境
- ⑤全機器接続による機能確認
- ⑥疑似データ入力による機能確認
- ⑦防滴箇所の絶縁測定及び状況

(2)自動審判計時装置点検

- ①装置駆動電源（蓄電池）の点検確認
- ②プリテングタイマー発振部の測定及び状況
- ③プリテングタイマー回路基板の環境状況
- ④プリテングタイマー印字機能の確認
- ⑤データ処理機能の確認
- ⑥操作スイッチ類の点検確認
- ⑦自動、手動スタート機能の動作確認
- ⑧補助電源バッテリーの点検確認
- ⑨データ修正処理機能の確認
- ⑩データ出力機能
- ⑪接続部の点検確認

(3)タッチプレート板点検

- ①タッチプレート部の絶縁測定
- ②タッチプレート部の表面パネル変形等
- ③タッチプレートセンサー部の状況確認
- ④タッチプレート取付金具の確認
- ⑤接続コネクタ、ケーブル等の確認
- ⑥接続端子、信号線の絶縁測定等の点検確認

(4)表示盤点検

- ①スコアボード取付状況の確認
- ②表示セグメント動作確認
- ③信号線、電源コードの絶縁測定及び状況確認
- ④データ入力時の動作確認
- ⑤テストパターン機能及びテスト表示の確認
- ⑥各ユニット アドレス設定の確認
- ⑦接続コネクタ及びケーブルの確認

(5)スタートマイクロホン点検

- ①検知部及増幅回路の状況
- ②接続コネクタ部の状況
- ③スタート信号出力の動作確認

(6)スタート合図装置点検

- ①装置駆動電源（鉛バッテリー）の点検確認
- ②スタート電子音の機能確認
- ③スタートピストルの動作確認
- ④スタート合図ストロボ機能確認
- ⑤スタート信号出力機能確認
- ⑥通告音響の機能確認
- ⑦接続コネクタ及びケーブル等の確認

(7)レーンボックス点検

- ①BNC接続コネクタの状況確認
- ②各レーンボックス外観の確認
- ③各コースレーン信号入力の確認
- ④スタートレーンボックス入力の確認
- ⑤接続コネクタ、ケーブル等の確認

(8)接続ケーブル類点検

- ①スタート延長ケーブル（BNC）50m（ドラム付）
- ②スタート延長ケーブル（BNC）25m
- ③スタート延長ケーブル（BNC）5m
- ④PT-8000～スコアBOARD間 50m（ドラム付）
- ⑤PT-8000～バッテリーパック間 2m

⑥PS-1100～スタートBOX (XLR-2-11～XLR-3-12) 5m

⑦XLR-2-11～XLR-2-12 5m

⑧表示盤間接続ケーブル9本

(9)スターティングブロック点検

①リレー引継判定センサー付 8台

②リレー引継判定センサー無 8台

4 報告書の提出

業務終了後は、報告証を速やかに所長に提出すること。

5 委託期間

令和5年 5月 1日 から 令和5年 5月 31日 まで

野球場整備業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認められた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務対象施設 硬式野球場及び軟式野球場
- 3 業務内容
 - (1)野球場のグラウンド（ブルペンを含む）整備。（客土補充・不陸整正・散水）
 - (2)野球場外野天然芝の芝刈り業務。（スタンド部分は除く。）
 - (3)ダッグアウト、器具庫内の整理整頓及びグラウンドマーカの補充。
 - (4)その他必要な業務
- 4 業務の実施方法
原則として野球場の利用がない日にグラウンド整備及び芝刈り業務を実施する。
併せて器具庫内のトンボ・レーキ等の整理整頓及びグラウンドマーカの補充を行う。
雨天等により業務が実施できないときは、実施方法について協議する。
実施日時については、甲と事前に打合せすること。
- 5 報告書の提出
毎業務終了後に報告書を速やかに所長に提出すること。
- 6 経費の負担
業務の実施にあたり必要なグラウンド整備車（トラクター）及び芝刈り機は、甲から貸与する。また、貸与物品の燃料及び点検整備に係る費用は、甲の負担とする。
- 7 委託期間
令和5年 5月 1日 から 令和5年10月31日 まで

一般園地他芝刈り業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じて軽微な部分で管理上、必要と認められた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

また、本業務に係る機械（機器含む）類、原材料、燃料費等は、受託者負担とする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務対象施設 陸上競技場スタンド、硬式野球場スタンド、軟式野球場スタンド、天然芝ホッケー場スタンド及び周辺、人工芝ホッケー場及び周辺、テニスコート南側スタンド、一般園地

3 業務内容

(1) 芝刈り（5月～10月）

- ①芝生地内にある、樹木、施設等を損傷しない注意し、刈りむら、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。
- ②一般園地の刈り込みは、全体面積150,464㎡の10%とし、利用者の通行の多い箇所（園路沿いは園路から1～2m程度）を刈り込むこと。
- ③刈り込みに先立ち、芝生地内の小石等の障害物を取り除くこと。
- ④刈り払い機の使用に際しては、常に周囲の状況に注意を払い、付近に公園利用者があるときは作業を中断すること。
- ⑤刈り込んだ芝は、園路等に散乱しないようブローア等で飛ばしきれいに清掃すること。
- ⑥受託者が用意した機材、器具及び仮設物を、止むを得ず当施設で保管する場合は、許可された場所に保管すること。設置する場合も許可された場所にする。
- ⑦芝刈りの実施箇所、回数は、次のとおり（別添図面に示す）とする。

ア 陸上競技場スタンド 16,616㎡ 3回

イ 硬式野球場スタンド 17,763㎡ 3回

（但し、内野芝生スタンドは、3回のうち2回集草し、園内草刈一時堆積場まで運搬すること）

ウ 軟式野球場スタンド 6,373㎡ 3回

エ 天然芝ホッケー場スタンド及び周辺 10,280㎡ 3回

オ 人工芝ホッケー場スタンド及び周辺 6,310㎡ 3回

カ テニスコート南側スタンド 890㎡ 3回

キ 一般園地 150,464㎡×10% 3回

4 その他

- (1) 作業実施に当たっては、公園利用者の安全確保には万全を期すこと。
- (2) 安全管理については、労働安全衛生法等関係法規の定めを遵守し、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生防止に努めること。
- (3) 作業中、障害等を発見した場合は、遅滞なく運動公園事務所に報告して、指示を受けること。

(4) 作業中、事故等が発生した場合は、応急処置等を講ずるとともに事故発生原因、経過、内容等を遅滞なく運動公園事務所に報告すること。

5 報告書の提出








各作業終了時毎に、報告書（日報）を速やかに提出すること。

6 委託期間

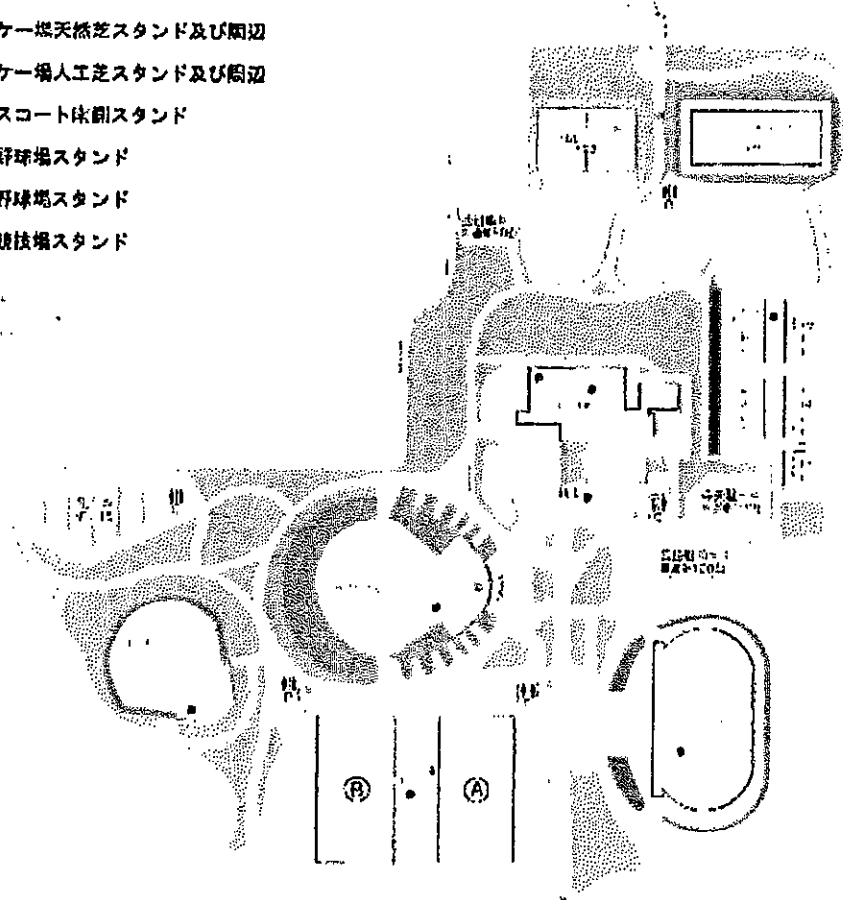
令和5年 5月 1日 から 令和5年10月31日 まで

道立野幌総合運動公園

「業務場所」

-  ...一般用地
-  ...ホッケー場天然芝スタンド及び周辺
-  ...ホッケー場人工芝スタンド及び周辺
-  ...テニスコート体罰スタンド
-  ...硬式野球場スタンド
-  ...軟式野球場スタンド
-  ...陸上競技場スタンド

バスケットコート
バスケットコート
バスケットコート



軟式野球場
軟式野球場

硬式野球場
硬式野球場

ラグビー場
ラグビー場

テニスコート
テニスコート

陸上競技場
陸上競技場

上野幌
上野幌

バスケットコート

バスケットコート

バスケットコート

バスケットコート

バスケットコート

バスケットコート

ボイラー性能検査準備整備業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 点検対象機器

(1)ボイラー鑄鉄製組合式蒸気管 (伝熱面積17.3㎡)	3台
(2)ストレージタンク (内容積4㎡)	1台
(3)温水ヘッター (内容積0.09㎡ 2台、0.15㎡ 2台)	計4台
(4)合宿所真空ヒーター	1台
- 3 整備内容

労働安全衛生法「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づいて、令和4年実施のボイラー性能検査に備え整備すること。

ボイラー性能検査時に立ち会いをすること。

各交換部品は、当該ボイラー設備の規格にあったものとする。

- (1)ボイラー点検整備 (昭和SDA-708型 17.3㎡ 3台)
 - ①ボイラー本体内外部清掃
 - ②ボイラー付属品分解整備
 - ③バーナー整備
 - ④組立て、復旧、試運転
 - ⑤安全弁吹き出し試験、缶体水圧試験
 - (2)ストレージタンク点検整備 (内部ステンレス4t×1台)
 - ①ストレージタンク本体内部清掃
 - ②ストレージタンクコイル引抜き及びパッキン取替
 - ③ストレージタンク付属品分解整備
 - ④組立て、復旧
 - ⑤安全弁吹き出し試験
 - (3)温水ヘッター点検整備 (直暖系統2台、床暖系統2台、計4台)
 - ①温水ヘッター内部清掃
 - ②パッキン交換
 - ③組立て、復旧
 - (4)合宿所真空ヒーター点検整備 (タクマパコティンヒーター1台)
 - ①内部清掃
 - ②バーナー分解清掃
 - (5)ホットウェルタンク内部清掃
- 4 報告書の提出
業務終了後は報告書を速やかに所長に提出すること。
 - 5 委託期間
令和5年6月1日 から 令和5年6月30日 まで

ボイラー煤煙測定業務仕様書

この仕様書は本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要と認めた業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 業務対象機器 ボイラー4基（体育館3基、合宿所1基）
- 3 業務内容
「大気汚染防止法施行規則」に基づいて実施すること。
実施月は9月と3月、実施台数については体育館3基と合宿所1基の計4台とする。
- 4 測定器具
測定に使用する機器等は、受託者で用意すること。
- 5 報告書の提出
業務終了後は、報告書を速やかに所長に提出すること。
- 6 委託期間
令和5年 9月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで

除雪業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務場所 野幌総合運動公園
- 2 除雪範囲
 - (1)通常除雪範囲
別紙図面の赤色の部分とし、除雪実施積雪量に至ったときに除雪を実施する。
 - (2)指示除雪範囲
別紙図面の青色の部分とし、甲の指示があった場合に除雪を実施する。
 - (3)その他指示範囲
東駐車場は、北海道春季水泳記録会、全道小学生バレーボール大会開催時に除雪すること。（バレーボール大会は1/4面の除雪、それ以外は全面）
その他の期間除雪が必要な場合は別途除雪費を支払う。
- 3 除雪実施積雪量
地面上10cmの積雪に至ったときに実施する。
- 4 除雪完了時間
夜間に上記の積雪があった場合は、午前8時までに作業を完了すること。
日中の除雪については、上記の積雪量に達し次第、随時実施すること。
- 5 除雪機械
原則として、除雪ドーザ3.0㎡で除雪すること。
- 6 機械器具等
本業務に必要な機械器具等は、乙で用意すること。
- 7 委託の方法
委託期間でのシーズン契約とする。
- 8 スノーボールの設置
 - (1)スノーボール本体、設置及び撤去作業は、乙で用意し行うこと。
 - (2)設置は、除雪作業の安全確保のため必要箇所に設置すること。
 - (3)委託期間終了後、速やかに撤去すること。
- 9 駐車場の除雪
(1)東駐車場の除雪については、北側に雪押しすること。
- 10 報告書の提出
業務終了後は、除雪日報を速やかに所長に提出すること。
- 11 委託期間
令和5年12月 1日 から 令和6年 3月31日 まで
(※除雪の状況によっては、11月から業務が発生する場合がある。)

所長	副所長	課長・主幹			係長	主事・係	

除雪日報

No.

野幌総合運動公園

令和 年 月 日

天候				作業責任者			
作業開始時間		時	分	確認者氏名			
作業終了時間		時	分	確認者氏名			
区分	除雪ドーナツ3.0㎡	開始	時	分	実働時間	時間	分
		終了	時	分			
		開始	時	分	実働時間	時間	分
		終了	時	分			
		開始	時	分	実働時間	時間	分
		終了	時	分			
		開始	時	分	実働時間	時間	分
	終了	時	分				
合計	除雪ドーナツ3.0㎡					時間	分
						時間	分
						時間	分
						時間	分
						時間	分
<p>< 除雪場所 > 通常除雪範囲(中央駐車場・職員駐車場・バスロータリー・合宿所周辺) 指示除雪範囲(第2中央駐車場・東駐車場・その他)</p>							